

開催日時：令和元年8月5日（月） 10：00～15：35

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官、橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室参事官、福田勲内閣府地方分権改革推進室参事官、多田治樹内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和元年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 11：医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大（厚生労働省）>

（高橋部会長）まず、平成22年12月に御議論されて中間まとめがあって、認められたということだが、そのときには、今おっしゃっていただいたように、当面、違法性阻却が認められた行為についてやり、将来的に今後どうするのかというのは、将来に向けた課題として議論されたという経緯があると思うが、そこはいかがか。

（厚生労働省）今、部会長がおっしゃったように、22年のときに、今回の5行為を認めたということは、そもそも医事法制の中で違法性阻却として問題ないだろうということで認められている行為を制度化したという、まさにおっしゃるとおりなのだが、その上で、やはり医療法制、医事法制でしっかりと、そもそも認められたものが前提になって行われているものであるから、その後、こうした検討会で議論されたことはない。

（高橋部会長）それは単に議論されていなかったということだけで、真面目に議論すれば、それに準じてどういうものが可能になるかという議論がされるべきだと私は思うが、そこのお答えはいかがか。当面認めるだけという話なのか。当面これがあるからこれを認めると。それだけで絶対にやらないという議論はされていなかったはずで、要するに今後どうするかという話になっていたはずなので、それが単にやられていなかっただけだと私は思うが、そこはいかがか。そこをよく考えていただきたい。

（大橋部会長代理）私も全く同じところなのだが、喀痰吸引とか栄養の問題が特定医行為として認められたというのは、これは実質的に見ると、先ほど経緯もお話しされたのだが、医学的に危険の度合いが低いということが確認されて、この行為を医療機関との連携のもとで行うという一定の条件のもとで行えば、他方でこれは非常に御家族に対する負担が大きいということなので、その解消を図れるという、この3つを中軸的なメルクマールとして、2つの特定医行為をお認めになったということだと思う。

そうすると、それは別にここに限定ということではなく、その後、他方で機器とか器具の安全性とか使い勝手の向上もあるだろうから、例えば酸素療法に伴う機器の使い勝手がどの程度かが問題となる。今回の提案団体は、それがかなり容易になってきているのだと一方でおっしゃっており、他方でこれは医行為だということがあるので、ちゃんとした場で関係者を踏まえて医行為の危険性を諮っていただいている。

だが、この負担というのは相当大きいようで、受け入れを拒否しているという実態が一方、他方でどうしてもという方は、結局、お母さんとかが酸素ポンペを携帯して、付き添いのままずっと張り付いて、結果的にそのお母さん自体も復職とか就職の機会を失っているという形で、この御家庭にとってはものすごく重い負担があるという点からすると、平成24年段階でお認めになったときと同じような状況がある。そうだとすれば、ここで今日、慎重な検討が必要とおっしゃったのだが、それは立ち止まるということではなく、今言ったようなところについての検討を進めていただきたいという提案だと思うので、それはやはり真摯に受け止めて、特定医行為として拡張する可能性があるものなのかという検討はぜひ始めていただきたいのだが、それはいかがか。

（厚生労働省）今、御指摘があったように、医療的ケア児について、特に保護者の方の就労の観点等から、保育園で受け入れの必要な子は受け入れを進めるということで、子ども家庭局で医療的ケア児保育支援モデル事業と

いうことで進めているところである。こちらの資料のほうに、提出資料に付けているが。

(高橋部会長) 既に他の部局から御説明いただいているので、その存在はわかっている。

(厚生労働省) であるので、ケア児の受け入れについては取り組んでいるということで御理解いただきたい。

(大橋部会長代理) いつも割とこういう提案があると、それについてはそれに対応した補助事業なりをやっているという御回答をいただくのだが、ただ、それはスピード感と事業規模の展開ということがあると思う。これを拝見すると、やはり補助事業で原資がある程度限定されて、箇所として 60 カ所とかというような形での展開だと、多分ここに出るような要請に対して即時的に対応するという点では限界があるのだと思う。他方で、このモデル事業でも看護師さんは確保しなければいけないので、それが困難というのは、この提案ではないが、他からも出ているような問題なので、そうだとすると、これで全てカバーできるというよりは、先ほど私が申し上げたようなところに立ち返っていただいて、一回この問題をもう少し制度的に受けとめることができないかということの検討は、この事業は進めていただくのだとしても、必要ではないかという認識でこちらはいる。

(厚生労働省) 今、御指摘いただいたとおり、我々の一つ一つの考え方としては、まさに医学的な管理が本当に問題ないかということの検討と、あと、いわゆる保育士さんの業務の負担が本当になのかという点。あと、今、大橋部会長代理がおっしゃったが、保護者の方々がどのくらいの御負担を持っているのか。こういったことをきちんと考えていくということであると考えている。

(高橋部会長) 検討はしていただけるということか。これについて、医療行為のリスクとかはどうか。私は、いろいろと、もともときちんとした連携体制を組むことが前提としての制度だと思うので、そういう連携体制を前提としたところでどれだけ医療行為としてのリスクがあるのかという評価、今まで認められている行為との対応。それから、今おっしゃった様々なバランスを踏まえて御検討いただけるということでもよろしいか。

(厚生労働省) 先ほどの対応自体はスピード感を持って進めないといけないというのは、まず、補助事業ではあるが、それが仮にスピード感に対応できていないとすれば、それを補うべく何らか考えていきたいと思うのだが、ただ、今回、具体的に福井市から御提案があったので、そちらについて一度持ち帰り、検討させていただきたい。

(磯部構成員) 医事法もやっている者からすると、これはすごく、もともと看護師の特定行為で始めるとか、介護士が医行為をやるとかいうふうには、業務独占していたものをいかに分担していくかというのをずっと 10 年近く、制度を絶えず見直してこられていると思うのだが、やはり独占して、まさに医行為だから、医師の指示のもと看護師等が適切に対応する必要があるというのは、医行為というのはそういう概念なわけである。だが、独占しているだけでは必要なところに届かないので、どうやって必要なところに、しかし、安全に届けるかという視点で制度を見直してきたのだろう。

それをしないことによって、反復継続して行っている家族がやることはなぜか野放しにされており、結局、しわ寄せが家族に行き、疲弊してしまうということになっているのをどうにかできないか。実質的違法性阻却ということでやってきたが、樋口範雄先生などが批判されたように、通知で全部やっていくのはやはりサステナブルな制度ではないだろうということで、きちんと立法で対応してこられたわけである。

それは、機器が変わっていくとか、医療的ケア児の数が増えていくとか、高齢者の数が増えていくとか、日々刻々と変わる中で、どこに何を届けなければいけないかは絶えず検討されなければいけないことであり、それは何とか事業をやっているから本体を手つかずでいいということでは絶対ないはずである。先ほど大橋部会長代理がおっしゃった 3 つの視点というのはそのとおりだと思うので、ぜひ必要な見直しだということで取り組んでいただきたい。それは要望である。

(高橋部会長) 医事法の専門家からそういう御指摘をいただいたが、いかがか。

(厚生労働省) 御家族の負担の分担ということも非常に重要だと考えている。保育園には以前から看護師の方が関与するという、既にそういう体制ができていたので、保育園で受け入れるに当たって保育士さんなのか、看護師さんなのか、どういう役割分担が適切なのかという議論かとも思うので、そういう点も含めて、検討させていただきたい。

(高橋部会長) これは多分、どこか専門的なところで御検討いただかなければいけないと思うが、受け皿としてはどんなところが考えられるのか。

(厚生労働省) 観点としては、医療の技術的な観点と、あと保育士、看護師の人材確保の可能性というところがあるので、そういった知見をどういった形で集めて検討するのがいいのかも含めて考えさせていただきたい。

(高橋部会長) では、2 次ヒアリングまでにはっきりそこは、どういう手順でやっていただくかも含めて御回答いただければありがたい。

(大橋部会長代理) 1点だけ。先ほど保育士さんの負担という問題、それも非常に大事な論点だと思うが、今回の提案は保育士さんを追加配置してでもやりたいということなので、そこについてはそういう形で考えているということを前提に置いていただきたい。

(高橋部会長) それも含めて。提案募集制度であるので、ある種、合理的な道理があつて御提案があるものについては真摯に受け止めていただいて、御検討はしていただけるというのがこの制度の建前だと思うので、ぜひ、今の議論からいうと、ある場でしっかり御検討いただいて、2次ヒアリングまでに時間がなかなかないかもしれないが、どういう道筋で検討するかというようなことも含めて、2次ヒアリングまでに回答をまとめていただきたいと思うが、それでよろしいか。

(厚生労働省) 努力する。

(高橋部会長) 努力ではなくて、やっていただきたい。申しわけないが。

では、そういうことで、お忙しいところどうもありがとうございます。引き続き、よろしくお願いします。

<通番12：学校給食費に係る児童手当からの特別徴収（文部科学省）>

(高橋部会長) まず確認するが、学校給食費を強制徴収可能とすることは立法政策上は可能。しかし、いろいろな準備という点でまだ整っていないことから、まずは条件整備としての公会計化を進めたいという認識だということよろしいか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) その一環としてガイドラインを整備していただいたということ、お礼申し上げたい。このガイドラインについて伺うが、これは7月31日付けで発出済みだということよろしいか。

(文部科学省) 然り。

(高橋部会長) 公会計への移行準備は2年程度がおおむね標準、要するに最長でそのぐらいだということ、ガイドラインには具体的な中身が入っているということだと理解させていただいた。その上で、公会計について、今まで全く何も準備していなかった自治体がゼロからやろうとすると2年かかるということだと思うが、何らかの問題意識を持っていた自治体の場合、2年もかからずに公会計化できると思うが、そこはいかがか。

(文部科学省) 然り。今、大体40パーセント程度の自治体が既に実施しているほか、この公会計化の話は私の記憶によると2～3年前からかなり話題に出ていたの、準備されている自治体はあると思う。2年たって初めて40パーセントから上がるという話ではない。

(高橋部会長) 私どもとしては、やはりこういうものは具体的な目標を設定して、さらに取り組んでいただきたいということに関係省庁にお願いしているのだが、そういうことはお願いできないか。

(文部科学省) 中央教育審議会でも「学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」だと書いていることから、最終目標としては100パーセントということ。しかし、部会長は、いつまでにやれるかということを示せということだと思う。現段階でいつまでにというのはなかなか難しいと思っているところだが、これから地方公共団体の反応も踏まえつつ、どういう点がボトルネックになっているのかということもしっかりと把握しながら、100パーセントに向かうにはどのような目途で、あるいはそのボトルネックを解消するようなことができるか。そういったことをよく考えていきながら、この公会計化について、文部科学省がこういう通知・ガイドラインを出した、ということを知ることがまずは重要と考えている。

(高橋部会長) 周知するというのと、文部科学省自身が目標を設定されて、それに向けて努力するというのは全く両立可能だと思うが、そこはいかがか。

(文部科学省) 先ほど結論から申したが、100パーセントを目指す。

(高橋部会長) 100パーセント目指すということで、余り無理なことは申し上げたくないが、2022年度までに100パーセント目指して頑張るといふようなことを言っただけだと、非常にありがたいと思うのだが。

(文部科学省) 100パーセントを目指すということ、2022年度までにできるということは少し違うと思っている。先ほど申したとおり、このガイドラインは出したばかりで、問題意識が既に煮詰まっているような自治体はいいが、まだ公会計化していない60パーセントの中には全くきっかけもないような自治体も多数ある。そこをしっかりと氷解させるような、あるいはある程度の分析ができないと、2022年度までに100パーセントできるということとをここで約束するのは、むしろ先生方に御迷惑をおかけすると考えている。

(伊藤構成員) もちろん100パーセントを目指すといつても、実態としてはどうしても取り組みが進まないという

ところが出てくると思う。例えば文部科学省で、そういったところをターゲットとしてモデル事業をすとか、あるいは何らかの補助で支援をするといったようなことは考えられないのか。

(文部科学省) 確かに予算的には多少インパクトのある話なので、行政手法としてはありえる。しかし、必ずそのような話が出ると、先行自治体との公平性の問題がある。現段階ではそのようなことは考えていないが、その法益というか、公益のようなものがあるのであれば、検討可能ではあると思う。現在のところは考えていないということ。

(大橋部会長代理) もう提案募集でお願いしているという段階を過ぎて、中央教育審議会の答申が出て、文部科学省としては基本政策としてこういう方向で行くということを示し、具体的な道筋を示したのがこの通達だと理解させていただいた。100パーセントを目指すのだとすると、今までのように、自治体に「どうぞ御自由になさってください」と言って、その展開を見るというのではなくて、このようなものを作って、実際にこれで進めれば、教員の負担も減る、公正公平の問題も確保できる、給食制度というものをきちんと守ることにもなる、という基本的なコンセンサスの上に立っているんで、まず公会計化を進める上で、余り動かない自治体については、やはり重い腰を上げてもらう必要がある。

逆に言うと、もう公会計化を進めている自治体については、新規にやるところと先行のところでは不公平が出るのであれば、先行自治体に少しインセンティブを与えとか、もう少しツールがないと目標設定には短期間で行かないと思う。そのような具体的な取組みの手法も真摯に宣伝しますということに加えて、何か取り組む必要がある。

(文部科学省) 学校給食は組織を運営するに当たって必要な人件費や組織のシステム等があるが、純粋に自治事務であることから、やはり予算措置という面では相当困難を伴うものと考え。しかし、文部科学省の立場は明確であり、中立に何となく公会計がいいよという段階は過ぎている。法的に言うと、地方教育行政法で言うところの指導の段階にも来ている。かなり強い指導の段階に来ていると考えている。しかしながら、公会計化を進めるための手法は予算ぐらいしかないのかもしれないが、先ほど申し上げたとおり自治事務であるため、他自治体の好事例を周知する等、もう少しソフトな手法で進めた上で、それでも進まない場合に次の段階でまた何か考えていきたい。

(磯部構成員) 成功事例を紹介するというのももちろんいい案だと思う。2022年度以降の対応について、例えば毎年1回、実際に公会計化が進んでいる団体は何パーセント、未達成、検討中は幾つの団体、全く着手していないのは幾つの団体、というような数を毎年出していくようなことは考えていないのか。

(文部科学省) 学校における働き方改革全体で、例えば今までは都道府県ごとしか公表していなかったものを、市町村ごとにどれだけ進んでいるかという見える化をしっかりとやらないといけないと思っている。これは恐らく毎年のようにやる。どのように取り上げるかはこれから検討しなければならないが、その中で公会計化についてもやりたいと思っている。また、数年に一度、学校給食費の徴収状況について調査をしている。これはもう少し掘り下げた調査になるので、この調査も手法の1つとして活用しながらフィージビリティを確保していきたいと考えている。

(高橋部会長) 働き方改革全体の中に埋もれないように、公会計が分かる形でデータ公表などを考えていただきたい。今後もフォローアップを続けなければならないので、来年どれだけ通知が徹底したのかを含めて、しっかり回答いただけるようお願いしたい。

<通番 41：公立大学法人の財産処分に係る定款変更における議会議決等の見直し（総務省、文部科学省）>

(総務省) 議決等の手続が不要財産納付及び定款変更、それぞれで必要となるので、2回要るのではないかという話かと思うが、この2つの議決については、議案としては別個になるとしても、同一のタイミング、同じ議会で議決していただくことが可能であると考えており、そういった意味で、事務的な負担をこの制度のもとで軽減していくということは可能なのではないかと考えている。

(高橋部会長) 別に、同一の議決という話ではなくても、実際上必要がなければ、定款変更について不要とするという制度的な改正をしたっていいと思う。わざわざ実質的に2度させる必要がないものについては1度で十分だというふうに制度改正していただければありがたいと思うが、そこはいかがか。

(総務省) 不要財産納付の際に見ている視点というのは、まさに不要とされるような財産がどういったものであるかということであろうかと思うが、定款において財産的基礎、全体の財産を見ている。定款の中でどういった業

務をやる、その上でどういった財産的基礎を持たせているのかという定款の変更の議決というのは、全く同じものを見ているということでは必ずしもないと考えている。

(大橋部会長代理) それはすごく形式的な話で、この回答に書いてあるのは、定款の変更制度というのはこういう趣旨がありますと、それはこちらもよくわかっている。だけれども、同じ地方独立行政法人法の中で、不要財産についての定めを置いた規定も別途あるわけである。先ほど話があったように、不要財産の認可を行う場合には、きちんと評価委員会という第三者機関が入って、それをチェックしてくださいということと、そこで議会議決を入れるという手続が入っているわけだから、普通の定款変更とは違う仕組みが同じ法律の中に入っているわけである。そこで具体的に何を見るのかというと、今、話がありましたけれども、これはやはり不要財産の納付認可の段階で、出資した財産の減少というような点について、これが了解できるものなのかどうかということを見ているわけである。そうだとすると、先ほどの定款のところをもう先取りしているという点では同じようなことになるわけである。しかも、手続としては、納付認可は定款変更を待ってから効力が発効するとか、そういう仕組みになっていなくて、認可のところで一応制度は完結して、ここで終わるわけである。

そうだとすると、完結して不要財産の認可があったことを前提とした定款変更というのは、定款変更一般とは違って、その段階に至っている定款変更というのはかなり実質を前倒しで見ている定款変更だと解釈するのが実質的だと思う。そうだとすると、ここの議会議決は同じ議会在が2回、同じ大学の不要財産の問題について議決して、そこが齟齬するということは考え難いことなので、2回要求することはないというのであれば、ここの定款変更で言う議決は、実質省略しても構わないというか、この案件については軽微だという判断ができると考えられるのではないかと思います。

それと同じように、評価委員会というものが入って見ているのに対して、それでもなお大臣が見なければいけない実質的な項目は何かということの説明をいただかないと、ここのところは単に手続を重ねているだけという提案団体の意向に、中々反論ができないのかなと思う。だから、そのところを分節的に考えていただいて、普通の財産一般をやっているのではなくて、しかも、大学がある程度要らなくなったものが出てきて、これはちょっと外したいというのはあるわけである。そのときに一々この2つの手続を踏むというのが本当に必要なのか。なぜなら、具体的な対象はかなり限定されているわけである。一般論をやっているのではないわけで、そうだとすると、42条の2の手続が完了した後の定款変更の話というのは、定款変更一般と区別して運用なり解釈なりをする余地はあるのではないかという気が私もこの提案をお聞きして思ったので、そのところを説明いただきたい。

先ほど一遍でやればと言いましたけれども、それもかなり、軽減のほうに一步足を踏み入れているような話なので、そのところをもう少し整理していただければいい話なのかなと思った。

(総務省) 不要財産納付を認可する際に、一定の全体的な財産の部分を見ているのではないかというのは、確かにそういったことをしている部分はあろうかと思う。ただ、定款全体の変更に関する地方独立行政法人法における位置づけが、他の項目に比べてこれが軽微な変更と言えるかどうかということ、必ずしもそうではないというふうに見えるのかなと。

(高橋部会長) もともと既にチェックが済んでいるものをもう一回やるというのは軽微なのではないか。しかも、大橋部会長代理がおっしゃったように、評価委員会の意見は、大学の教育が財産があってできるかというところまで含めてやっているわけである。そういう意味では、まさに同じようなことを前段階でやっているの、一度前段階でやったものを二度やることについては実質上の意味がないということで外すということを定めていただいても、それは問題ないのではないかと思いますのだが。

(総務省) ただ、冒頭に申し上げたことに戻るが、他の団体では、同じ議会在で2つの議案をまとめて出しているところも結構多くて、どちらかというところのほうが多くて、こちらの支障が出ていとおっしゃっている団体のような運営をされていることは必ずしも多くないということである。そういった意味で、ここでおっしゃられているのは、性質的に2つの認可は全く同じものだと言われているというよりも、2回、別個の議会在で判断をいただかなければいけないということについての支障なのではないかと考えている。

(大橋部会長代理) やはり地方公共団体としてみたら、この法律をきちんと真面目に読んだら、2つ手続が要るんだなということから入ると思う。それに習熟した方だったら、そのところを重ねてやるのかということはあるのかもしれないけれども、それを前提にして議論するというのはおかしいので、そうだとすれば、この2つ手続があるけれども、こちらを踏んだらこちらのほうは軽くていいのですよというのをあらかじめ明示してあげたほうがずっと親切ではないかという気がするけれども、そこはいかがか。

(総務省) 繰り返しになるが、定款変更のこの中での軽微な変更とされているような事項と同様に、軽微な変更であるかどうかという意味では、軽微と言うのはなかなか難しいかなと思う。

(大橋部会長代理) それを比べても事項が違うのだから、こっちの軽微とは違うと言っても、それは全然理由にならない。ここで言っている軽微というのは、その事柄自体の財産の処分が重いか軽いかという軽微ではなくて、手続的に前に一回チェックを受けているという段階で、この段階に至っては審査項目が残っていないという意味での軽微なので、カテゴリーが違うものだけれども、そういうものも入る可能性はあるのではないかなと思うのだが、いかがか。

(総務省) 今、にわかになんかそれが同様の軽微な変更というふうには考えられると申し上げるのは難しいかなと思っているが、ただ、趣旨として実質的な審査の内容がいずれも似通った部分があるということなのであれば、どのような方法があるかというのはよく考えたほうがいいのかかなと。

我々としては、同一の議会で2つの議案を出していただくことによって、基本的にはその支障というか、こちらの団体で考えられていることについては相当。

(高橋部会長) でも、それは条文上違うので、しかも、先後関係がある話である。それを一緒にやるというほうが条文の読み方とするとアクロバットの的な話で、普通、条文を読めば、一回議決してもらって、その後にもう一回別の条項に基づいて議決していただくというのが普通の読み方だと思う。そういうたてつけになっているのではなくて、そのようなたてつけを改めていただく。議会運営の合理化ということもあるので、そういう意味では、ぜひ議会審議の効率的な運営という観点からも、これは法制度的な措置をとっていただきたほうがありがたいと思うので、今、にわかになんかおっしゃったが、ぜひ、持ち帰って、中で今の視点に基づいて検討していただきたい。

(総務省) 御指摘されている点はよく理解できる部分はあるけれども、まずはそれぞれの団体においてどういった運用をしていただくことが今の支障事項に対する対応になるのかということを含めて、検討させていただきたいと思う。

(大橋部会長代理) でも、これはこれからも出てくる問題である。大学で不要な財産がある。そうだとすれば、現在の提案団体がある程度納得するという話よりは、これは問題として、これを契機に顕在化していることなので、将来的なことも含めて、今回の提案に関与していない地方公共団体に対しても悩みがないような制度設計しておくのが必要なのではないか。今、非常にそれのいい機会だと思う。

これは出てくるべくして出てきている問題で、偶然が偶然を呼んだというものではないと思う。この条文を作った時はそこまで考えたかどうかわからないけれども、このような大学運営に伴う不要財産処分という問題については、やはり一度お考えいただくのが必要なのではないかなという気がする。

(高橋部会長) 形式主義で動く、今の世の中、効率性の観点からいっても問題が大きいと思うので、実質上の意味がないものは積極的にスリム化していく。二重の議案を出すみたいなことで議会事務局の負担をかけるというのではなくて、そこは実質的に不要であれば大胆にスリム化していくというのが今の世の中の流れだと思うので、ぜひそこは考えていただきたいと思う。

時間の関係上、この場で即答できないということであれば、持ち帰ってぜひ御検討いただきたい。

もう一つ御検討いただきたいのが認可であるが、認可もこれは不要な関与なのではないか。もともと既に地方の団体で完結的に、これは不要財産納付だというふうに議会まで通して認められているものを、なぜ国がチェックしなければいけないのか。その理由をまずお示しいただきたい。

(総務省) 定款そのものについての認可が全体として、それぞれ大臣なり知事になるので、当然変更の際も軽微なもの以外については、外部的なチェックをするということが法人制度上の基本的なたてつけになっていると考えている。

(高橋部会長) では、そこは連動して、もし議会議決が外れれば、認可も軽微として外れるということでもよろしいか。それは論理的に一緒のものだと。それはそうである。そこはいかがか。

(総務省) 完全に常に一致するとは考えませんが、基本的には議決と認可というものは連動して制度が作られていると考えている。

(高橋部会長) では、もともとの認可はいかがか。定款の認可だが、これはメルクマールで言うと私法的な秩序に関係するものなのか。私有財産とか、法人制度の根幹に係るものなのか。

(総務省) 法人制度の根幹に係るものだと考えている。この法人の内容を法律によって書き切っているわけではなく、個別の法人の対応というか、その事務の内容、また、その財産の内容等について規定するものが定款とされ

ているので、その内容についての国としての認可ということである。

(高橋部会長) 法人制度の根幹なのか。このメルクマールの読み方はそういう読み方か。私は、法人制度等の私法制度の根幹に係る事務を処理するというのは、私法制度をいじる事務だと思ったのだが、ここで言うメルクマールの定款の作成もそういう話なのか。

(総務省) 地方独立行政法人の制度については、法人の内容について、一般法しかないもので、各個別の法人の事務の内容、通常は法律で規定されているようなものについて、それが定款に下ろされているというものなので、それについては法によってそれを作るというものと同様の考え方を認可によって代替しているということだと考えている。

(高橋部会長) つまり、独立行政法人並びだということか。国の独立行政法人並びに地方独立行政法人についてもそのようにしたいということか、理屈としては。

(総務省) 基本的にはそういうことである。

(高橋部会長) そうするとメルクマールという関係ではない。普通に国の独立行政法人並びとして、地方独立行政法人もそうしたというお話だと思う。

不要財産納付についても認可が要するということか。ただ、それは、独立行政法人並びはそうなのだが、国が見なければいけないのか。そういう話について、自治体の自治条例制定権の範囲ではだめなのか。国が見なければいけないのか。国の制度は国が、立法が見るという話だと思うが、地方独立行政法人についてまで、いわゆる地方独立行政法人の運営について国が一々面倒を見なければいけないのか。

(総務省) 必ずしも国ではない。市町村の場合には都道府県知事の認可ということである。

(高橋部会長) 要するに、一地方公共団体の議会の段階で、地方公共団体の事務運営について自主的な判断がされているときに、都道府県または国が、国の独法については法律で決めているからといって、同じように都道府県や国で見なければいけないという話なのか。定款について。

(総務省) これも国の独立行政法人の、ある意味並びという部分があるけれども、国の独立行政法人についても各省庁、それぞれが所管されているものに加えて、独立行政法人横断的なチェックというものを総務大臣が行っているという点がある。同様に、一定の外部的なチェックというものを入れると、より慎重にするという観点から、設立団体が全てを決めてしまうということだけではなくて、外部的なチェックを入れるための認可という制度がそもそも入っているということである。

(高橋部会長) 外部的なチェックはいろいろあると思うが、なぜその外部が都道府県や国でなければいけないのか。別の外部的なチェックではだめなのか。例えば外部監査とかではだめなのか。外部的なチェックというのは、なぜ都道府県や国が関与しなければいけないのか。外部監査で十分だと思う。

(総務省) 制度を所管している国なりが横断的にほかの団体、ほかの法人と比べてどのような運用をしているかということについてのチェックをできる立場にあるということであろうと思う。

(高橋部会長) 申し訳ないが、ちょっと今のは理解できない。別に所管をしているというのは、単に法律を作っただけなので、地方独立行政法人法るとき総務省と一緒に作ったけれども、単に総務省が作っただけである。それを責任持って運営するというのは地方公共団体ではないのか。

外部チェックが要するというのはわかる。その外部チェックのあり方を、なぜ国や都道府県がやらなければいけないのかという、それだけの話だと思う。国は立法者が決めるというのは、独立行政法人について、それはそれでいいと思うけれども、地方独立行政法人の外部のチェックについて、なぜ国の関与、都道府県の関与でなければいけないのかという理屈が私はわからないので、少しそこはお考えいただければと思う。

すみません。まだ2次ヒアリングがあるので、少しその辺も理論的に再構築して御検討いただければ有り難いと思う。よろしくお願ひします。

どうもお忙しいところをありがとうございました。また引き続き、どうぞよろしくお願ひします。

<通番 25：森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大（総務省、農林水産省）>

(高橋部会長) 地方分権の提案は、現行法の解釈に限らず、法律でも改正していただくものだが、森林法を変えて、空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法のような措置を御検討いただくことはできないか。

(農林水産省) 具体的に法律を改正するとなると、それによる影響も考えなければいけないが、例えば、林地台帳

という制度があるため、その林地台帳のデータを充実するような措置が何か法律的にできないだろうかということはこれから検討していきたいと思っている。

(高橋部会長) この提案についてはいかがか。要するに、固定資産税情報の内部利用が可能となるように、空家等対策の推進に関する特別措置法や、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法のような条項を入れることは御検討いただけないか。

(農林水産省) 検討したいと思う。

(大橋部会長代理) 今、お話を聞いていると、森林の管理は非常に大変な時代に来ており、空家や空地の問題で新たに法律ができ個別法の対応をされているが、状況からするとそれを上回るほど厳しい状況があるため、何らかの対応が必要だと思う。固定資産税情報については平成24年の届出義務が開始して以降は整備されたということだが、外部の人間から見ると、平成24年で区切ることの合理性がほとんどないように思う。むしろ平成24年以降の新しい所有者ははっきりしており、わからないのは平成24年以前の部分なのに、そこには全然入っていけないというジレンマがある。最初は届出義務を課しているような事柄については秘密の度合いが下がるため情報を出せるというレトリックで行っていたが、今は他の分野では、ある程度その行政分野での情報利用の合理性があり、それに見合うだけの逼迫性があるのであれば、きちんとした要件を、個別法で定めて個々の目的外利用について許容するという立法例が出てきているため、ぜひここについてもそれを参考にしたものを追加して、平成24年以前も以後も区別なく利用できるような形にすると、地方公共団体の悩みは解消するのではないかと。現在、1件で数カ月かけて確定しており、こんなスピードでは小規模で零細なものについては対応できないわけで、悲鳴のような声が地方公共団体から上がっている。ぜひそれを受けとめられるような立法体制をお願いできればと思うが、いかがか。

(農林水産省) 我々も、現場の市町村からそういった声を聞いており、そのために何をすべきかということは検討してきているところ。そういった意味では、所有者が不明な場合でも色々なことができるような制度などもつくらせていただいている。

平成24年に新たな森林の所有者の届出制度をつくった際に大きな議論があり、ストックの部分も届出を出させるのかという話があった。だが、ストックの部分を出させると、市町村の行政事務では、おそらく対応できないという話があり、新たな所有者というところの的を絞って、それを積み重ねていくことにした経緯がある。そういったことも考えて、今回、固定資産課税台帳のストックの部分は、我々としてもできる限り使えるのであれば使いたいと思っているため、どういった法的な措置ができるか。様々な空家等の例を分析し、さらには総務省とも御相談しながら、変な負担にならないような、そういった検討は進めていきたいと考えている。

(大橋部会長代理) ぜひお願いしたい。

(勢一構成員) 御検討いただけるということで、ぜひよろしくをお願いしたい。

森林の社会的な位置付けが、単なる私的所有の場というだけではなく、パブリックの一部として非常に重要になってきている。これは空家対策や所有者不明土地とまさに同じような構図になっており、税制的にも森林環境税や森林環境譲与税が創設され、公益の中できちんと管理をしていく体制になっているところ。そういった形に制度も変わってきているため、それに応えるような形で運用ができるよう制度改正をお願いしたい。

(農林水産省) 御指摘のとおり、公益ということが重要になっている。例えば、森林経営管理法が今年からスタートしているが、いわゆる公的主体である市町村が森林の経営管理を行うことが法律的にも明確になった。そういったところを総務省に捉えていただき、固定資産課税台帳を使うことに対して、平成24年以降の色々な改正も含め、どういった解釈が成り立つのかということと相談してやっていきたい。

(高橋部会長) ぜひ総務省にも真摯に御検討をお願いしたいが、いかがか。

(総務省) もちろん林野庁での御検討を踏まえて真摯に検討していく。

(高橋部会長) まさに今、森林経営管理法の話が出たが、これを真面目に運用しようとする、所有者がわからないと制度が動かない。そういった意味でも、国が市町村にやれと言った以上は、条件整備を行うことが国の責務であり、その一環としてぜひ国全体として御検討いただければと思う。2次ヒアリングまでにその辺を相互に御検討いただき、またしかるべき方針を示していただければと思うので、よろしく願います。

<通番 45：不動産取得税の課税に関し登記情報が電子データで都道府県に提供される仕組みの構築（総務省、法務省）>

- (高橋部会長) もともとの提案の中身が、要るところだけ抽出するのに相当時間がかかるという点について、法務省の提案ではこれが解消できないのではないかと。
- (法務省) 法務局から市町村にデータで送る場合、不動産の所有権が移転したところだけ系統的に抽出したものをCSVデータで送っているの、それと同じデータを都道府県にも送ることで、ニーズ的には満たされるのではないかと理解している。
- (高橋部会長) 提案団体としてはどうか。
- (福田参事官) USBでもらっているところも若干あるといいつつ、ほとんどが紙データで、その紙データのうち、都道府県の不動産取得税に関するものは1割程度だと聞いている。法務局からもらう情報のうち1割を抽出して、なおかつ、価格情報まで添付して県に提供するというのは、とても少ない人数の中、時間も手間もかかり大変なので、県としては登記所に行った方が、価格情報と不動産の移転情報を一遍にとれて効率的だということを知っているが、今の説明では、都道府県が必要とする情報を市町村で抽出しなくてもいいような形で登記所から市町村に提供される、あるいは、市町村が登記所からもらった情報全部を都道府県に転送しても、県で簡単に必要な情報を抽出できるような形になっていけば、市町村も都道府県も手間暇なく必要な情報を簡単に入手できると思ったが、その辺はどうか。
- (法務省) 都道府県としてどれぐらいのニーズが満たされるかという点は確認する必要があると思うが、データで渡すようになることで、相当程度ニーズは満たされるのではないかと。ただ、価格情報に関しては、市町村に渡しているものに価格情報のデータは入っていないという部分はある。
- (高橋部会長) そうすると、都道府県は価格情報をどうやって入手することになるのか。
- (総務省) なぜ価格情報が法務局にあるかという、登録免許税の課税標準が固定資産の評価額になっていて、市町村でこの固定資産税の価格を証明した書類をつけて登記申請をし、移転登記をすることになっているが、価格のデータは、基本的に市町村が本来持っているもの。今回、課題はいくつかあるが、市町村から価格のデータを一つ一つもらうのが負担となるため、今は法務局に行けば、市町村が証明したデータがあるので、一緒に書き写しているようである。しかし、本来、法務局に価格情報を提供しているのは市町村のデータなので、それを法務局が渡すという仕組みにはならないのではないかと。仮に登記情報が電子データで県に提供されることになった場合に、県は市町村から価格についてのデータをもらわなければいけない。それをどうしてもらうかというのは、今の地方税法のたてつけに従ってやっていただくことが基本だと思っている。
- (高橋部会長) そのたてつけでうまくいかないのではないかと。紙で来るから。
- (総務省) 不動産取得税の課税をどうやっているのか調べたら、47都道府県のうち3分の1は市町村からの情報入手で終わっている。3分の1は、登記所からのみもっている。残りの3分の1は、両方からデータももらっているということなので、そういった現状を踏まえつつ、現実はどうして市町村からデータがとりにくいのかということについてももう少し詳しくお伺いして、検討していきたいと思っている。
- (高橋部会長) いろいろなあい路があると思うので、それをきちんと克服するために真摯に御検討いただきたい。2次ヒアリングまでに実情をまずは把握していただいて、どういう形で解決するのか。今の話を聞くと、市町村がきちんとデータで都道府県に出すということがない限りは、なかなか難しいのではないかと。
- (総務省) これも調べなければいけないところだが、現実には市町村が法務局からデータでもらっているところ自体が多くないということが現状のようで、そういう状況だと、市町村から電子データではないものをもらったところで、結局は書き写さなければいけないということになるので、私どもはオンライン化を進めていただけたら聞いているのだが、いずれにしても、まず、市町村がみんな法務局からデータをもらうということをやっていただくことが重要だと思うし、データでもらえれば、それを都道府県に転送するというのは大きな手間にならないと思うので、そこをきっちりやっていくことが重要ではないかと思っている。
- (高橋部会長) デジタル化というと都道府県のほうが進んでいるので、市町村はたくさんあってなかなか全国一律にそういうものにデジタルで対応できる体制を組むのは大変ではないか。都道府県が一律にとりに行くほうが楽なのではないか。
- (総務省) 足元でUSBでのやりとりをやっているということがあるので、仮にデータでのやりとりが進んでいないとすればなぜなのかということをもう少し聞かなければいけないと思うが、近々これがオンライン化されるという事態になれば、さらにデータでのやりとりがしやすくなるのではないかと。
- (高橋部会長) いつオンライン化されるのか。
- (法務省) 法務省としては、現在、法務局と市町村間の通知のやりとりは、紙あるいはUSBであるが、これらにつ

いてオンラインでもやりとりができるような仕組みを令和2年で実現しようと考えている。

(高橋部会長) それは令和2年にできるということか。

(法務省) はい。ただ、そこで提供するデータは、今、提供しているデータになるので、固定資産の課税台帳価格みたいなものはもちろん入っていないが。

(高橋部会長) だから、そこですよ。

(総務省) オンライン化し、全ての市町村がオンラインでデータをもらえれば、いわゆる登記が動いたかという情報は比較的迅速に都道府県に行くということである。あとは、課税に必要なのはそのものの評価額は幾らかという話なので、これを市町村からきちんともらうというのをどういうふうにしていけばいいのかということは考えなければいけない。

(高橋部会長) 両方の情報をつけて都道府県に送るというシステムを市町村が全部整備しないと、都道府県にはデータ的に行かないということでは。ある意味そこは、法務局からもらったデータについて突合するデータシステムをつくらなければいけないということでは。

(総務省) まだそのシステム的なところまでは調べていない。

(法務省) 法務局から市町村に送るデータについては、今、検討中の課題であるが、オンラインで送るとということにあわせて、不動産番号というのだが、各不動産についての固有番号みたいなものが不動産に付いていて、その番号も提供するという話もあるので、その固有の番号などをうまく使えば、都道府県側で受け取った後に対応することもまた出てくるのかなという感じもするので、そのあたりも含めて都道府県にとってなるべく便利には思っているので、お話をいろいろ伺いたいと考えている。

(高橋部会長) 実情はいろいろあると思うので、今、こうやってもなかなかよくわからないところがあるので、事務局等も含めて、どこが隘路になっているか、2次ヒアリングまでに明確にさせていただきたい。

(大橋部会長代理) 自治体からの話を聞くと、県が10万件などという規模で収集に行くと、1,000回ぐらい出張して、それがいろいろな県から出てきているので、これは全国で相当需要が多いし、相当なマンパワーの無駄が生じていると思う。法務局にお願いしたら、法的根拠がないから渡せないと言われて、今の御時世だと多分そうだと思う。そういう返事になりがちなので、そここのところをきちんとルートを示してくださいということが提案の基礎にある。個別に新しい法律を第382条に該当するようなものをきっちり書いてもらうのか、今日の御提案だと第73条の18第3項とありますけれども、事実の通知とかと書いてあるようなものを非常に広がりのあるものとして読むというのはなかなかやりにくいことですし、他方で、第20条の11とか、協力があつたときには情報提供するかという規定の解釈でいけるのかという心配があるので、この条文を根拠にできますということと、この条文であれば、今、法務局において手書きで写しているようなものをお渡しするようなルートを築けますということを示していただきたい。法的な根拠という話が出てきているので、それをきちんと示すということで、仮にもしこのルートを使うのであれば、本当にこれで大丈夫だということを通知とかで流していただいて、どの法務局でも違いがないように対応できるところまできちんと体制整備をしていただかないといけないのかなと思っている。

(法務省) その趣旨はよく理解できるので、もちろんその方向である。

(高橋部会長) それでは、2次ヒアリングまでに少し詰めてもらって、また御方針を御教示いただきたい。ありがとうございました。

<通番19：所有者不明空家に対する財産管理人選任申立権の地方公共団体への付与（総務省、法務省、国土交通省）>

(高橋部会長) 国土交通省と総務省に聞くと、家庭裁判所から、債権を有していなければ申し立て困難という見解を示されたと言っているが、これは裁判所によってばらつきがあるということなのではないかと思うのだが、その点についてはいかがか。

(国土交通省) 全ての家庭裁判所の見解は我々も把握していないが、実際に債権関係がなくても認められているものもあるので、ケース・バイ・ケースで家庭裁判所の判断が分かれているということはあると思う。

(高橋部会長) ケース・バイ・ケースで判断が分かると、実務上は問題があるので、法的に統一できる措置をとっていただければありがたいと思うのだが、その点についてはいかがか。

(法務省) 空家については、空家等対策の推進に関する特別措置法で、地方公共団体に一定の権限が認められてい

るので、一般的に申し上げると、財産管理人を選任する場合の利害関係が認められやすくなるのではないかと考えているところ。

ただ、実際に利害関係があると判断されるかどうかについては、個別の事案によるということではあるが、そういった利害関係が認められやすいものについて、裁判所がそこまでの利害関係があると認められないと判断したものについてまで地方公共団体に申立権を認めることについては、逆の意味で、不在者の財産の保護という観点から、慎重な検討は必要なのではないか。

(高橋部会長) 一般論として、法的な権限があるにもかかわらず個別的に否定されることがあるというのは問題なのではないかと思うのだが、法務省、その点についてはいかがか。

(法務省) 法務省としては、特定空家等に指定されたものについて、地方公共団体が申し立てたにもかかわらずその利害関係がないということで認められなかった事例がどの程度あるのかといった点も含めて、特則を設ける必要性について、慎重に検討していきたいと考えている。

(高橋部会長) 実情を調べていただけるか。

(法務省) 法務省においてということか。

(高橋部会長) 3省どこでもよいが、実情を把握していただきたいと思う。空家対策特措法の所管省庁は国土交通省か。特定空家に限らず、一般的に、法令上の権限があるにもかかわらず、利害関係人としての申し立てが認められなかった事例や認められた事例について、実情を把握していただきたい。国土交通省、いかがか。

(国土交通省) 国土交通省単独で調査をするということではないと思うが、3省でよく相談させていただきたい。

(高橋部会長) たらい回しにしないで対応いただきたい。どこかにやっていただくということで、約束いただいたものだと認識するので、よろしく願いしたい。

(大橋部会長代理) 先ほどから出ているように、債権を有していなくても申し立てを可能とするという対応をしてもらえればよいのだが、提案団体である京都の家庭裁判所であったような対応もあって、なかなか難しいところがある。そのため、提案団体は、きちんと法律等で規定を置いてもらえないかという提案を出しているところである。

そういう観点から見ると、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の第38条は、土地の場合については、利害関係を問わないで、地方公共団体の長がその管理人の選任の申し立てができるという規定を置いており、踏み込んだ立法例となっている。同じような問題が、土地だけではなくて、その上に建っている建物についてもあるというときに、土地について問題があれば前述の条文を根拠に措置できるが、土地ではなくてその上に建っている建物の部分だけが管理不全の場合とか、両方の所有者が異なっているという場合には、この第38条では対応できない。社会学的に見れば同じような管理不全の問題に対して、管理者の必要性がある状況で、例えば、この第38条に見合うような規定を、空家対策特別措置法において建物部分について規定を置くというのも一つの解決策であると思うが、そういう面での検討はいかがか。

(高橋部会長) 法務省にお聞きということか。

(大橋部会長代理) 法務省の回答の中に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条についての言及があるので、そういう特例を設けることも論点になるのではないかとということでお聞きした。

(高橋部会長) 3省、どうぞ。

(法務省) 先ほど申し上げたように、土地についてはご指摘のとおりであるが、建物については現行の法律の中でも一定の措置ができる場所であり、本来は地方公共団体は利害関係が認められやすいというところはあるので、それでは足りずに、さらにそういった特別な措置が必要なのかどうかという点については、運用状況等を踏まえて検討してまいりたい。

(高橋部会長) 残りの2省はいかがか。

(国土交通省) まず、実態の把握を3省で協議させていただいて、その上で何が適切か考えたいと思う。

(高橋部会長) では、実態調査をしていただくという前提で。他にご意見のある方はいるか。

(大橋部会長代理) 所有者不明の土地や空家の問題については、御説明があった財産管理制度というものをきちんと使って進めていくことが施策の中心にあるという理解でよいか。そうだとすると、それを選任するという契機の問題がとても大事になってくるが、権限を与えられている市町村が、選任の契機である申し立てにアクセスしたいという問題が出てきているので、そこをどうにかしていただきたいという提案だと思う。先ほどの検討を進めていただく前提として、財産管理制度を積極的に活用していくという方向については、今のような理解でよろしいか。

(国土交通省) 特に所有者がわからないような場合に、その除却や動産の取り扱いなどについては、恐らく財産管理制度が活用されることが解決策として有効ではないかとは思っている。

(高橋部会長) ぜひそれを活用する方向で御検討いただきたい。

また2次ヒアリングまでに少し実情を調べていただいて、検討結果をまたお示しいただければありがたい。引き続き、何とぞよろしく願いたい。

<通番34：地域の大学・短大が行える職業訓練の範囲を拡充するための委託要件の緩和（厚生労働省）>

(厚生労働省) 24ページの資料にあるとおり、今回の要望の長期高度人材育成コースは、都道府県が民間の訓練実施機関に委託を行う委託訓練となっている。事業の概要としては、ここにあるとおり、非正規雇用労働者等を対象として、既存の職業能力開発施設では実施されていない訓練コースを1年以上2年以内の期間内で設定をして、正社員就職の実現性の高い国家資格の取得を目指すものである。「創設経緯」に書いてあるが、これは職業訓練受講者の安定した雇用、特に正社員就職を目指すということなので、専門的な知識を学んでいただくというもので、働き方改革実行計画においてもこれを盛り込んでいただいている、平成29年10月からこのコース設定が可能になっている。下のほうの絵にあるが、従来、それ以前のは主に3～6カ月であったものを、資格を取得するなどきちんとした専門知識ということで1年ないし2年の長期の離職者訓練を推進しようというものである。25ページをご覧ください。今のコースにおける取扱いの考え方である。地方分権の要望とも関わっているが、このコースの修了要件は、先ほど申したように、基本的には国家資格の習得、資格が2年以内で取れることを修了要件としている。これは長期間の訓練の効果として、先ほど申したように、きちんと安定した職につくという意味では、資格がきちんと取れて、2年間で修了していることが基本だということである。しかしながら、資格の習得が2年以内でできるコースでなくても、ここに書いてある卒業の要件を修了要件としているものも2つある。これが、専修学校の専門課程のうち文科大臣が職業実践専門課程として認定したもの、学校教育法に定める専門職大学院が実施する学位課程の修了を目指すものということで、これらはいずれも文科省が職業実践ができるということで認められている課程ということなので、こうしたものについては、先ほど申した資格取得でなくても、ここ自身に学ぶということが、高い知識、専門知識が得られて安定した雇用に結びつくものだという考えで認めているものである。したがって、今、申したように、認定された課程ということで、全ての専門学校を認めているわけではないということである。②だが、今、申したように、資格習得する、あるいは今の①のように卒業の要件を修了要件とするということで特例的に長期訓練を実施しているもので、訓練期間中は訓練を行う学校側に対して経費を、また、受講者に対しては雇用保険の延長給付ということで2年以内のところで資格取得あるいは上の学校の卒業ということで認めているということなので、2年を超えるコースは設定できないことにしている。自動車整備については、訓練課程自体は2年なのだが、試験が翌年度になってしまうということで、そこで国家資格が取得できないということなので、その期間を延長することは難しいという状況がある。2年の訓練期間中に資格取得が生じないものを認めるということは、費用に見合うだけの訓練効果という点でなかなか難しい面がある。

(高橋部会長) まず、そもそも国家資格の取得とは、この課程そのものは結びついていないということでしょうか。

(厚生労働省) この高度人材育成コース自体は、むしろ本体のほうの提案事項の資料3の25ページ、通番34というところで、具体的な支障事例というところに制度概要というものがある。長期高度人材育成コースは、1年以上2年以下の訓練期間であって、資格の取得がその修了要件とされているということで、原則として、先ほど口頭で申したように、2年間で資格の取得までできるというコースが基本である。それが基本なのだが、そうではなく、専門学校等で、先ほど申し上げた卒業要件を修了要件とすることが例外として認められているコースがあるという構造になっている。

(高橋部会長) そういう意味では、その例外としてのコースについて、今、言っていたいたもの以外にも、これから新しくカリキュラムの管理とか、そういうことをしっかりすれば認めていただけるような大学や短大のコースがあり得ないのか。

(厚生労働省) 要望としては、自動車整備士の資格取得の委託訓練ができないということである。

(高橋部会長) まず、一般論として、きちんと文科省なりがコースとか教育内容をしっかりと、これは、要するに、専門職やそういう認定を受けた専門職養成課程と同じようなカリキュラムであるということであれば認め得る余地はないのか。

(厚生労働省) 先ほど説明した資料で申したように、専修学校の専門課程のうち職業実践専門課程として認定されたものあるいは専門職大学院という形で認められたものは、いずれも文科省が職業実践の専門的なものだという認定をされているものである。そうした同等のことがもしあれば、文科省でそういう認定がされれば、それはこちらでも認める可能性はあると思うが、今のところ、文科省で大学あるいは短大でそういう仕組みはないと聞いているので、そのようにはできていないということである。

(高橋部会長) それは文科省マターであるということか。

(厚生労働省) 文科省マターというか、あくまで特例的に、資格の取得でなくて、この課程を学べば職業実践が身につくというのは、専門学校も多々ある中で、これならよいとしているわけなので、大学短大も何でもいいというわけにはいかない。これなら職業実践のために役立つというメルクマールがきちんとしているものが示されれば、それは可能かと思うのだが、それは文科省で検討されていないと思うので、そう簡単にできるものではないのかもしれない。もう一つは、この自動車整備士の養成課程自体は2年間なのだが、自動車整備士の試験が3月に実施されているのだが、合格発表が4月になってしまっている。4月にならないと資格が取得できるかどうかわからないという事情があって、これが先ほど申した原則として資格取得をできる2年間のコースということに定義として当てはまらないので、この合格発表が3月中にされていれば、これは対象として可能になるということではあるのだが、試験は3月なのだけれども、合格発表が4月になっている。

(大橋部会長代理) 制度の原則は、資格が取れて、安定した職につけて、その人が豊かな人生を送れるということであり、例外としては、この2つの学校については、文科省のお墨つきもあるので、いわば信頼性というか、推定をしている。もっとも、こうした学校に行っても資格が本当に取れるかどうかはわからないわけで、100%ということはないわけである。この2つの学校に通ったから、その後に国家試験とかの資格を取って雇用に結びつくというところは、推定というか、高い推測に基づいているのだと思う。提案団体のものを聞くと、なかなか地域でこういうしっかりした認定までいくようなものが設けられずに、結局、こういう機会をその地域で受けられない方がいて、他方で、この自動車整備士の資格を取ると引く手あまたで、これを取ればこの制度でいっているところの安定した職に結びつくという実態があって、合格率とかを聞くと90%を超えるような実績を出しているということだとすると、認定はないのだが、この学校に通えば、相当な確率で、その後、時期は2年の中におさまらないとしても、資格に結びついて、雇用に結びつくという実態がある。ここに挙がっている2つの認定学校を出て、本当に雇用に結びついた、具体的なデータとか数字を出してもらい、徳島の自動車整備士を養成する短大の数字とかというものをにらみながら、この事業の原則からしても、この提案は受け入れられるところがあるかないかという議論はできないかと思っている。文科省に委ねて、向こうの認定があるかどうか全てというのではなくて、その実質に合うような形でこのようなものを、この仕組みの中で人材育成の重要なリソースとして活用することはできないのかなと思っているのだが、そこはどうか。

(厚生労働省) 事実関係として申し上げますと、長期高度人材育成コースが平成30年度からの設定であり、まだその実績自体が出ていないところである。したがって、今、御指摘になっている、専修学校とか専門職大学院の実態がどうだったのかという比較がまだ現時点ではできない状況である。

(大橋部会長代理) できないとしても、この学校を出たから100%国家資格が付与されるとか、そこが自動的に連動しているということは、多分経験則ではないと思う。だから、これも一つの推定に基づく高い蓋然性に基づいてこういうものを例外として入れて制度設計をされているのだとすれば、同じような考え方で、ここの徳島にあるような短大とかであっても、これだけの実績が上がっているならば、この中に包含する可能性はないのか。

(厚生労働省) 提案であるので、直ちにいい悪いとお答えもしづらいが、いずれにしても、提案の形に沿うとすれば、その判断基準が必要になってくると思うので、その判断基準が客観的に作り得るかということが前提になるかとは考えている。

(大橋部会長代理) ただ、その教育課程を出て、職業にきちんと結びつくような資格にどれくらいの確率で結びつくかと考えると、例えば、90%とかという数字はすごく高い数字というか、ここに乘れば、自動的とは言わないまでも、かなりの確率でそういう資格に結びつくことは考えられるのではと思ひ、先ほどから聞いている。

(厚生労働省) この職業実践専門課程とか専門職大学院は、資格ということではなくて、資格取得のコースとは別に、こうした職業実践の課程に行けば、まさに実践的な仕事に結びつきやすいということなので、資格取得ということはこの2つの学校を出て、その後、すぐということ想定しているものではないのだが。

(大橋部会長代理) でも、この制度の一番の原則は、修了要件は、資格を取るというのが一番原則であって、要は、今、おっしゃったことは例外なのではないか。

(厚生労働省) 例外なのだが、最終的には正社員になるというのがゴールであるので、そのために資格を取れるというのが原則である。例外として、この2つは、資格ではないけれども、この2つの学校を出れば就職に専門性を持って、別の資格を得るというわけではないけれども、いわばこの2つの学校を出たということが、ある意味、資格のようなものだという位置づけで、就職がしやすくなるということである。

(大橋部会長代理) ただ、この地域で今までそういう機会に恵まれなかった方が、ここで提案が挙がっている自動車整備士という資格をこの学校に行くと9割強で取れば、伝え聞いているところによれば、相当な倍率で求人もあって、正社員で勤められて、そういう雇用に相当な確率で結びついているのだとすれば、資格に結びつくことはわからないのだが、それに近いような知識なり技能が得られるということよりは、より直截なコースのようにも見える。そのようなものを例外要件の中に入れることは、この資格を取るという目的からしてもそんなに外れたことでもないし、たまたまその学校の終わる時期と試験がある時期が一月ずれているがためにこれを外すというのは、余り実質がないような気がするのだが、如何か。

(厚生労働省) 自動車整備士自体の就職上の有効性そのものを私どもとして決して否定する立場ではなく、現在の長期訓練の2年という条件とその要件の認定の仕方ということで一定の外枠をはめている中で、今、何ができるのかということだと思う。御提案のような形の考え方があり得るのかどうかということについては、私どもとしても精査する必要があると思う。いずれにしても、例えば、現在、専修学校ではこういった課程の中でのみ認められていることとの整合性がどうなるのかとか、幾つか考えるべきことがあるのだろうとは考えている。

(高橋部会長) 自動車整備士の試験も、ある指定の訓練校の課程修了で一部免除みたいなものもあるので、そういう意味では、一部免除にいけば、資格取得にも結びつくところがあるので、検討に当たってはぜひそのような部分的な取得も認められるようなことがあり得ないのかお考えいただきたいが、そこは如何か。

(厚生労働省) 言われたのは、現行の自動車整備士養成機関の中で、例えば実技等が一部免除されていることか。

(福田参事官) 補足をすると、自動車整備の関係の法律があり、そこで自動車整備士になるには国家試験を受けなさいという規定があるのだが、その受験資格の一つとして、国土交通大臣が指定養成校のような形で学校を指定して、その学校を卒業すれば、国家試験の自動車整備士であれば、実技試験、試験の一部になるが、試験が一部免除される。免除されるということは、それだけ半分合格したようなものだから、国家資格の取得につながる。こういった指定養成校を国交大臣が認定して、それなりの位置づけで認定しているということは、多分先生方がおっしゃるには、何でもかんでもではなくて、一定ライン、それなりに専門的・実技的な訓練課程を持っている学校なので、こういう学校を使わない手はないだろうと。何らかのそういった国交大臣が指定するような基準を厚労省あるいは都道府県がフィルターをかけて選べば、訓練を安心して委託することができるのではないかと考えた考え方はできないかということだと思う。

(厚生労働省) おっしゃられたような趣旨も踏まえながら、何ができるか考えてみたいと思う。

(高橋部会長) 検討いただけるとのことなので、そういう方面からいろいろ検討いただければと思う。

<通番 20：未登記空家に係る不動産登記法上の表題部記載事項に相当する情報等の固定資産税情報の内部利用を可能とする見直し（総務省、国土交通省）>

(高橋部会長) 公益という観点から見ると、御提案の情報を取得する必要性は、未然防止、つまり特定空家に移行する前までに活用するという趣旨に照らせば、非常に公益性が高いと思うのだが、その点について両省に伺いたい。まずは国土交通省。

(国土交通省) 未然防止という意味では、確かに特定空家に至る前に問題を解決するのが重要だと思っている。

そのときに使う情報は、空家を使えるのか、もう壊してしまうものなのか、その判断のためのものだと我々は思っている。その判断をするときに、誰が一番適切に判断できるかということだと、建物のプロに聞くのがいいのではないかとというのが我々の思いである。そのための各業界団体とのいろいろな仲立ちはしたいと思っている。

(高橋部会長) 市町村はそういう役割を持っていないということか。

(国土交通省) 市町村には、所有者に対して、特定空家の予備軍になりそうな空家について、所有者の方と、どのような利活用をしましょうかとか、除却をしたほうがいいですよとアドバイスするという役割がもちろんあると思う。

ただ、アドバイスをするに当たって、どこからそのような話をしたらいいかという元材料を得るとしたら、そ

れは誰がいいかということだと思っている。

不動産というのは現況優先というのが通常の考え方なので、現況優先で、それが使えるか、使えないか。本当に手を入れて大丈夫なのかどうか、もう明らかに除却のほうに進んだほうがいいのではないかというアドバイスというのは、地方公共団体に対して誰が一番適切にできるかといえば、地元の不動産業者や解体業者、建築士関係の方々であると我々は思っているので、そういった方々からのアドバイスを受けやすくすることが大事だと思っている。

(高橋部会長) アドバイスとは、誰に対するアドバイスか。

(国土交通省) 地方公共団体に対するアドバイス。御提案は、地方公共団体が所有者の方に対して利活用、除却について色々とお話しされるということだと理解している。地方公共団体の方が、これはまだ活用できるので、このように活用したらどうか、あるいは、もう手を入れてもしょうがないので、除却をする方向になるのではないかということをお話しするのだと思う。そのお話しする原材料になる考え方を、地方公共団体の方に対して提供するのには、不動産業関係のプロが適切ではないかと思う。

(高橋部会長) 不動産のプロは、どうやって公共団体に空き家の情報を提供できるのか。

(国土交通省) 基本的に、建物を外観で見て、これがまず本当に除却に当たるのか当たらないのかは基本的にわかると思うし、不動産流通の関係から言えば、ここはもう買い手はつかない、直すのであれば、すごく大変なことであるということが言えると思う。

(高橋部会長) 趣旨がずれていないか。

(伊藤構成員) 提案団体は、外観調査だけではわからない情報、例えば築年数がどれくらいあるかとか、床面積がどれくらいあるかとか、建物の実際の図面がどうかという情報を入手したいと考えている。建築のプロが見れば、大体のことはわかるかもしれないが、実際に所有者と交渉するに当たって、もう少しきちんとした正確なデータが欲しいということ。ただ外観から見た見積もりだけで話を持っていくということではなくて、きちんとした情報を取得したいということで固定資産税情報が取得できないかという趣旨なので、ご主張は少し筋違いであると思われる。地方公共団体が不動産業関係のプロからアドバイスを受けることはあるかもしれないが、提案団体が考えていることとはまた違うと我々は理解している。

(高橋部会長) そうということだと思う。いかがか。

(国土交通省) 国土交通省としては、税情報を入手したいというよりも、実際に空き家がどういうふうにご利用できるのか、あるいはできないのかということや地方公共団体が所有者に御提案したいということだと理解している。そうであるとすれば、利活用の可能性がどうあるのか、あるいは、活用できるような余地もないようなものなのかというのは、むしろ実際にその建物の現在の状況から見てどうなのか考えることが大事。

その材料を、公共団体のほうにアドバイスできるとすれば、実際の不動産価値をわかっている不動産業者の方や、あるいは建物の状況を判定できる経験のある程度持っている建築士の方に見てもらおうほうが、効果的なのではないかと考えているところ。

(磯部構成員) 専門家の方が関わるからこそ有益なアドバイスが得られ、それによって地方公共団体が話をするときにも、より有益になるというのはその通りかなと思う。ただ、御提案の趣旨は特定空家に至らない予備軍の空家について、その所有者を探して、どうしようか相談をしたいというもの。確かに解体するしかない空家というのはどうしようもないのかもしれないが、利活用もできるかもしれないし、するとしても条件次第かもしれない。その家屋の未来をどうするかはまず所有者、それについて判断できる人の意向を重視するべきではないのか。そのために、所有者等ときちんと相談・助言ができるように必要な情報が欲しいという御提案だと思うので、客観的に建築士が診断したらおしまいという話ではないと思う。

(国土交通省) 所有者の方が、プロの方に御相談いただく分には我々はむしろそうしていただきたいと思う。今回の御提案は、地方公共団体側からのアクションに対しての御提案だと認識をしたので、地方公共団体の方に対してのアドバイスをする人間として、こういう方がいるというお話をさせていただいたところ。

もちろん所有者の方がその家の将来を決めるということはそのとおりだと思うので、所有者の方のアクションとして、いろいろな方にお話を聞いていただく分にはむしろ望ましい方向だと思う。

(磯部構成員) 所有者の方と相談を行う際に、空き家の属性がわからないと、地方公共団体として適切な助言ができないという話である。

(国土交通省) そのために、我々としては、現況をプロの方に見ていただいて、こういう建物の状態なので、どうお使いになりますか、あるいは、もうこういう状態だと手を入れてもしょうがないですよということをお聞きした

上で、所有者の方に、地方公共団体の方が御相談なり協議をされるということで代用できるのではないかと認識をしたということ。

(大橋部会長代理) 国土交通省の一次回答を拝見したところ、未登記建築物がどれだけ多いか不明ということであるが、本当にデータをお持ちでないのか。空家対策を所管しているにもかかわらず、このようなデータはないのかなというところがよくわからない。また、今回御提案の情報が、具体的な提案につながる関係性が不透明とのことだが、未登記のような物件は旧耐震のものが多く、対策が必要だということは、素人でもわかるような道筋である。そういうところでデータが足りないから基礎データが欲しいというのは当然のことだし、そこは支援していただく必要があると思う。

また、同意をとればいいとのことだが、実際に地方公共団体の方が同意をとろうとして、いろいろと苦労しても、なかなか同意に至らないという支障事例が寄せられているので、これは解決策にならない。また、法律の14条1項から3項の措置、要するに、立入調査のところ結びつくような規定についても回答の中で触れられているが、これも、特定空家に限定した、その施策に必要な限度で認められる立入調査であるので、これは特定空家に至る前段階の空家に対して除却か利活用かを地方公共団体が検討するなどという段階では使える立入調査ではない。これを使うというのも、情報収集手段として無理だと思う。

そうだとすると、任意調査でということになるかと思うが、同意もとれないような状況で、任意調査に基づいて話が進むとは到底思えないので、他の代替手段がないという状況に近づくのではないかと。そうだとすると、個別法で、提案の情報についての利活用も検討していただく前提に至るのではないかとと思うが、その点についてはいかがか。

(国土交通省) 代替手段がないかどうかというのは、我々は制度所管の立場ではないので申し上げにくいですが、我々としては、先ほど来、申し上げているように、現況を踏まえて、不動産のプロにきちんと判断してもらって、それを検討の原材料にされるのではないかと考えている。

同意がないということからすれば、それは幾ら利活用を提案しても、その通りにはならないと思う。

むしろ、我々としては、マーケット関係者から見て、これはまだ、例えばこうしたら活用して、あるいは、買い手がつきそうだとか、そういったところまで情報を得た上で活用が可能であるというアドバイスをしたほうがいいのではないかと考えている。

(高橋部会長) 所管ではないから答えられないというのはどういう意味か。

(国土交通省) 単に代替手段がないかどうかという要件については、固定資産税制度における論点だと思う。

(高橋部会長) この空家対策制度の中でちゃんとそれができるかどうかという話。空家対策特別措置法の中で、ちゃんと把握できるかという話。そうであれば、所管は国交省なのではないか。

(国土交通省) 我々としては、先ほど申し上げたように、プロからのアドバイスによって、ある程度の対応ができると考えている。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、立入調査とかそういうものについても同意がなければ有効ではないという話を申し上げたところ。国土交通省がそれについてきちんと有効な反応をしてくれないと困る。

(国土交通省) 所管ではないと申し上げたのは、固定資産税情報の取り扱いについては国交省として所管しているわけではないという意味で申し上げた。

(高橋部会長) 余りそのところをやってもしょうがないので、別の論点へ。

もう一つは、同意がない場合には、利活用につながるとは考えられないとのご主張であったが、入ってもらっては困るという話と、情報提供した場合に利活用を受けるという話は全然話が別なので、それは理由にならないのではないかとと思うが、その点についてはいかがか。

(国土交通省) 立入調査の同意という話であれば、立入調査に入ることにに対する同意と利活用に対する同意は別物だということだと思う。

ただ、我々としては、最終的には利活用を本当にするのであれば、利活用に対する同意まで持っていかなければいけないと思っているので、そういった情報の提供の仕方を考えなければいけない。

(高橋部会長) それをするためにも、正しいデータをもとにした助言が必要なのではないかと。利活用に関する同意を得るためには、有効で、適切で、正確なデータに基づいた正しい利活用の提案が自治体にとっては必要なのではないかと。

それを、プロが外形的にやるのではなくて、きちんとした正確なデータが自治体側の提案に必要なのではないかとお願いである。そのところは、御検討いただきたい。あとは何かあるか。

(伊藤構成員) 繰り返しにはなるが、建築関係のプロの方が外観で見て、これが活用できるかできないかという話を、例えば所有者に持っていったとき、結局それは自治体側が頼んだものでしょうと言われてしまったり、その評価については同意しないということと言われてしまう可能性もある。

やはり、自治体としては固定資産税情報を出して、どれくらい相続税がかかるかとか、解体後に固定資産税がどうなるかということで議論したほうが、恐らく所有者の同意ということにつながっていくのだろうという判断で御提案しているということ。

プロの視点というのはまた別の話。補足の材料にはなるかもしれないが、提案団体の考えていることとは違うのではないか。

(高橋部会長) ガイドラインでも、民間事業者そのものが、利活用するための材料として土地面積や建物面積は示されている。そういった意味では、正確なデータに基づいて、地方公共団体が提案するとしたほうが、特定空家になる前段階できちんと予防するという点では有効な施策だと思うので、ぜひそのところをお考えいただきたい。2次ヒアリングまでに、きょうお願いした検討を踏まえて、検討結果をお示しいただければありがたい。よろしいか。検討しないという話ではないでしょう。

(国土交通省) きょうの御議論もいろいろございましたので、2次ヒアリングでどう回答させていただくかは、考えさせていただきます。

(高橋部会長) ぜひ、御検討のほどよろしくお願ひしたい。

<通番 21：特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化（総務省、国土交通省）>

(伊藤構成員) 現行のガイドラインでは、いつまで保管するかについて、これは自治体の中の法務部局だと思うが、「法務部局と協議して適切に定める」となっている。今、個々の自治体においてそれぞれだという御説明があったと思うが、むしろこれは、それぞれの自治体に対応を任せられて困っている、統一的な取り扱いを決めてほしいという提案だと理解している。

このガイドラインをそのまま読むと、自治体に対応にお任せしますと。しかし、事は財産権という憲法上の権利にもかかわるような問題であり、事後的にいろいろなトラブルも出てくる可能性がある。勝手に廃棄してしまって、後から所有者がクレームをつけるということもあり得るため、国として何らかの統一的なルールを設定すべきだと思うが、この点如何か。

(国土交通省) 恐らくいろいろな関係のところと相談をしていくことになると思うが、調整の範囲はいろいろあり、非常に厳格に対応するという考え方から、今の地方公共団体が行っているような非常に柔軟に行っているところまで対応の調整の範囲というのはあると思う。

私どもとしては、実際、現在行われているものがどういうやり方をしているのか、それを見て、一番柔軟に現実的に対応しているものでこういうものがある、これもガイドラインの範囲だという情報共有の仕方をすることによって、地方公共団体にどういう対応をしていただくかということを選択いただくのがいいのではないかと思う。

(高橋部会長) 他方で、個別法できちんとした手続を含めたルールを書いてある例があるが、なぜそういうことができないのか御説明いただきたい。

(国土交通省) 個別法の例とは、恐らく河川法とか、道路法とか、道交法とか、都市公園法とか、そういうものだと思う。施設の管理のために放置物を除却するということだが、基本的にその除却物は、放置車両であったり、バイクであったり、大型の家電であったりすると思う。そういったものを、要は、回収して必ず保管することを考えられていると思う。

空家等対策の推進に関する特別措置法は、建物がなくなればよいというのが法目的であり、実際、曳家というのは現実的には行われぬ。ほとんど全ての場合、その場で除却する。建物を除却してしまえば、建物が周辺に与えるリスクは除去されているので、それで法目的は達成されている。

前者の公共施設の管理は、動産が基本的にはほとんどで、動産を回収して保管することが前提になっているため、そこで恐らく保管期間を決めて効率化を図っていると思う。

(高橋部会長) 空家の中に動産がないと観念できるのか。

(国土交通省) 空家法の建て付けは、まず、建物がなくなればよいということ。

(高橋部会長) だから、執行上、動産がないという空家があり得るのか。

- (国土交通省) 動産がないという空家があるかはわからない。それは多くの場合はあるのだが。
- (高橋部会長) 除却するときの対象物の中に動産があると観念できないのか。
- (国土交通省) 動産があるという観念はあり得るが、基本的に建物を除却することによって法目的が達成されれば、そこまでの規定になっている。
- (高橋部会長) 立法の仕方としておかしい。まさに除却する中に動産があるという経験則上明らかなことを考えて立法をせずに、目的以外のことは一切考えませんという法律などはあり得ないと思うが。執行上、何らかの問題が生じたら、それを手当てするのが立法ではないのか。立法時に立法目的以外は視野に入れませんかなどという法律はないと思うが。
- (国土交通省) 除却の代執行ができる法律は、ほかにも建築基準法もございすが。
- (高橋部会長) 今、こうやって立法事実として色々と支障が出てきているので、その立法事実に基づいて立法化することはあり得ないのかお願いしている。空家法が機能し出して、代執行や簡易代執行が多くなった中で問題が生じているので、その立法事実に基づいて、更なる新たな改正が視野に入らないのかというお願いなのだが。
- (国土交通省) これまでの立法例としては、その目的を達成する限度において規定してきたというのがルールだと思う。
- (大橋部会長代理) 代執行をすれば、それが普通の家屋とか、障害のあるものであっても、代執行の準備をする行政は、そこで出てくる廃材なり何なりも一応財産権だということで、きちんと倉庫などの契約を結んで、保管のところまでの手はずを含めて代執行の準備をすると思う。私もヒアリングしたことがあるが。
- これは代執行に伴う必然的な付随事務であって、建物を壊すのが本体でそれ以外は関係がありませんと、そんなにきれいに分けるような話ではない。実際にはこの保管の義務に先が見えないので、やるところにとっては、費用もかかるし、そこが非常に不安だということで、代執行に踏み出すときのブレーキとして機能してきたということが今までの執行上も理由として認められるところであり、ここの行政をきちんと進めていくのだとすれば、そこで出てくる動産の扱いについても一定のラインを示すことがとても大事なところで、それについて躊躇しているという声がこれだけ出てきているということ。
- それに対して、先ほどあったようないろいろな法律で、保管とかの問題についての幾つかの立法技術は示されている。その規定も必ず行うべしとは書いていなくて、することができるという形で地方公共団体が選択できるような選択肢として提示されていて、そのときには、一定の期間、例えば、3カ月という期間を示して、その後は現金保有でもいいですよというルートが示されている。可能性が1個示されれば、例えば、この後に、地方公共団体が処分した財産についてトラブルがあって、裁判所に行ったときであっても、こういう法律上の整理がついているため3カ月だという議論をすれば、これは裁判で相当な支援というか、後を押すことになると思う。
- だから、そういう制度的な補完をやってほしいということなので、この規定を置いたら、それで杓子定規になって却って窮屈になるとか、そういう問題ではなくて、一つそういう規定があることによって、より運用がやりやすくなるということだと思う。他の法律もいっぱいあって、そういうところに具体的な規定例があるので、このようなものを検討していただけませんかという提案だと受けとめているが、如何か。
- (国土交通省) 立法例は、先ほども申し上げたように、直接法の目的になっているかどうかというところの関連であるので、一概にそれをこの法律でどうだということは、慎重に考えざるを得ないと思う。
- ただ、運用をある程度お助けしなければいけないというのはよくわかる。だから、その運用をよくお助けするという方法は少し考えたいと思う。
- (大橋部会長代理) その助けるときに、法務部局と相談してくださいなどという漠然とした内容ではとても不安で仕方がない。一定の年月とか方法とかを示してもらおうということをやるとか、そのルールはこういう法律の条文だとかそれに準ずるようなものをきちんと明示してもらおうと、行政活動はもっと進むのだと思う。今ある以上に、代執行も。そこを補強してもらいたいということで、提案団体としてとてもたくさんの自治体が名前を連ねているのも、そういう需要があつてのことだと思うので、ぜひ御検討をお願いしたい。
- (国土交通省) 空家対策を進めることの重要性は私どもも十分に認識をしていて、そこに誤解はないと思うし、公共団体ともタイアップをしていこうと思う。
- だから、先ほど申し上げたように、公共団体に対応していただくときに、その運用がどこまで円滑にいくかということとはよく考えたいと思う。それはまた次回にお話する。
- (高橋部会長) その御検討の中で、先ほどから出ていますが、裁判になったときにどうなのかと。自治体は裁判になることを恐れている。そのときに、まずはやりたくない。やる必要があるときでも、裁判を考えると法律の根

拠がないため、裁判になったときに非常に苦境に立たされる。さらに言うと、やり方も、裁判になっても本当に負けないように、損害賠償請求が棄却になるように、本当に過度に慎重にいろいろなものを保管せざるを得ない。これは自治体の手間と財政に非常に重い負担になっている。

そういった意味では、合理的に処理して、合理的な取り扱いをされているものと思うという話だが、それは地方にかなり責任を押しつけているのではないかと思うので、ぜひ立法化ということも選択肢に入れて、2次回答までに御検討いただければ有り難い。

(国土交通省) 実際に公共団体で取り組んでおられる事例も、実績としてもかなりございますし、そういったものも踏まえて対応を考えたいと思う。

(高橋部会長) その場合、過度に慎重にならざるを得ないというところの実態もぜひ把握しておいてほしい。それから、そもそも訴訟を恐れて必要な場合であっても代執行すらできない自治体があるかどうか。そこも現実のところを把握していただければ有り難いと思うが、如何か。

(国土交通省) 公共団体の考えはきちんと把握をした上で回答したいと思う。

(高橋部会長) 事務局ともよく相談して、実態把握の方法は、いつも分権のときは分権事務局と。

(国土交通省) 昨年度、建築士法の関係で一緒に御対応させていただいたので、やり方は存じ上げている。

(高橋部会長) それでは、そういうことで2次ヒアリングまでに実態把握をよろしく願いしたい。それから、方針もよろしく願いしたい。

<通番 36：公営住宅の明け渡し請求後に生じる損害賠償金の徴収・収納事務を私人へ委託可能とする見直し（総務省、国土交通省）>

国土交通省から以下の通り説明があった。*※国土交通省の説明において、第一次回答及び説明資料とは異なる説明があったため、当該発言を一部抜粋*

(国土交通省) 簡単に申し上げると、まず、損害賠償請求の請求書その地方公共団体の名前で作成していただくことを前提として、それであれば、公共団体で額を確定しているため、その後の実際に催促に行くとか、あるいは自主的に払うという交渉をするようなことは、いわゆる補完的・事実的な行為だろうと思っている。実際にそういったところを地方公共団体の職員以外の方に委託をしていることもあると思っているので、我々としては、それは今の法律の範囲内でできてしまう。請求書の作成そのものから委託することはなかなか認められないが、請求書の書面を公共団体の名義で作成することを前提として、弁護士の方をお願いするのが効果的だと聞いておりますので、その後の、例えば、事実上の請求内容を、弁護士の方をお願いして、その入居者の方と交渉していただくとか、そういったことが可能であると思っている。そのところが各地方公共団体に浸透していないのであれば、我々から別の解釈を示すということで対応したい。

説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

(高橋部会長) 1次回答とかなり違う御説明をいただいたのだが。損害賠償金の請求書を地方公共団体名義で作成するというのは、何か手続上の桎梏はないか。

(国土交通省) 地方公共団体の方で、損害賠償請求の相手方に、あなたは幾ら払ってくださいと損害賠償請求額を明示して文書を通ずるということをまずはしていただく。それは地方公共団体の仕事であるということ。

(高橋部会長) それはできる。

(国土交通省) 送ったにもかかわらず、その相手方がなかなか動かない、対応しないという場合に、例えば、弁護士をお願いして、催促に行ってください、交渉してください、自主的に払うように調整してくださいという依頼をすることは可能だと思っており、そこについて我々の考え方と地方公共団体の考え方に齟齬があるのであれば、齟齬を解消するように解釈を示すということで足りるのではないかと思っている。

(高橋部会長) 事務局、提案の支障事例はそういうことで対応できるか。

(橋本参事官) 我々が提案団体から伺っているのは、今、国土交通省が、自治体名義で請求書を出せば、それに付随する行為は委託可能と仰っていたが、これは総務省の、地方自治法の解釈になるが、一般的に言えば、収納のみを委託するというのは幅広く今も認められているが、逆に言うと、収納の範囲は、現金を受け入れるという

ころ、かなりはっきり狭い部分になっている。今、提案団体が弁護士に委託している内容は、催告とか、そういう内容も含んでおり、それは、いわゆる付随して委託できる業務としては観念されてははいないという前提で、提案団体は提案してきているということになると思う。

(国土交通省) 催告というような言い方だが、例えば、弁護士から、通知が来ましたよね、払っていませんよね、お支払いいただかないと最後は裁判になって強制的に取り上げられてしまいますよ、ということを行うこと自体が催告だとは我々は思っていないので、それは事実行為として弁護士に依頼してやっていただけることと考える。それすらだめだというのであれば、それはむしろ地方自治法の解釈の話になってしまうので、総務省の見解に従いますが。

(高橋部会長) 総務省、やりとりを聞いて、今の話はいかがか。

(総務省) 一般的に、我々が一つ一つ事実行為なのかどうかについて答える立場にはないと思う。今の話を聞く限り、事実行為として行うことができるという整理をされて、そういう解釈を地方公共団体側に伝えたいという御趣旨だと認識するが、そういうことであれば、総務省がそれについて意見を出す立場にはない。

(国土交通省) 事実行為というものはどういうものか、言葉は慎重に選び、総務省の見解に迷惑をお掛けするつもりはないが、できれば、我々としては柔軟に対応しやすいように解釈を示したいと思う。

(高橋部会長) 要は、一体として、滞納家賃と損害賠償請求金について地方公共団体から請求すれば、私人、弁護士に一体として両方委託できるということによろしいか。

(国土交通省) その事実行為の部分について、そのように我々は思っている。

(高橋部会長) これは、申し訳ないが、1回ヒアリングが飛んだような形となっている。1次回答でそういう回答を受けていたら、地方公共団体に対してその回答で満足か確認して1次ヒアリングとするのが普通である。1次ヒアリングでは、まず、この1次回答に基づいてどうするかというやりとりを我々はするつもりだったが、今の解答は全く想定外だった。そうすると、1回ヒアリングが飛んでしまったような形になってしまう。

(国土交通省) 大変お忙しい有識者の方を前にして、申し訳ない。

(高橋部会長) 申し訳ないが、ヒアリングを2度やるという話なので、1回をこういう形でやってしまうと、2次ヒアリングで実際にだめでしたというときに、1回しかヒアリングをできないことになってしまう。そこは、場合によってはもう1ラウンドがあるということを知覚していただきたい。そこは手続的な問題として、提案団体から、これではだめですと言われたときに、我々も1回で終わるわけにはいかない。

(国土交通省) 然り。提案団体の方からこれではという話があったときに、少し前に事務局から教えていただくともう少し反応ができるかと思う。

(高橋部会長) 1次回答の責任はそちらにある。

(国土交通省) それは違う。今、私が申したことに対して、それでさらに次のヒアリングまでに、こういう示し方をするというところまで考えようと思うが、それで十全の回答になるのか、そうではないのかということを考えるために教えていただいたほうがいいのかと。

(高橋部会長) 承知した。事務局はよろしいか。

(国土交通省) 1次回答に対する責任が私どもにあるのは十分に承知している。その上での話である。

(高橋部会長) 事務局は今の国土交通省の回答を整理して、提案団体に示していただく。

(橋本参事官) 部会長が仰るように、1次回答とだいぶ違う御説明があったため少し整理して、議論できるような環境を整えたい。御迷惑をおかけした。

(高橋部会長) よければ、国土交通省から、具体的な提案、こういう形で手続をやれば大丈夫というところを示していただければありがたい。まず、そういうものを事務局に出していただき、それを提案団体に持っていきたい。

(国土交通省) 部会長の今の話で、直接事務局と細かい調整をしてよいということであれば、返させていただく。

(高橋部会長) その上で、提案団体に聞いた上で話し合いをやりたいと思う。

(高橋部会長代理) 提案団体の提案の中身がわからないのか。

(高橋部会長) 提案団体がそれでうんと言うかがわからない。

(高橋部会長代理) 先ほど話があったように、金額が決まっていて、自治体からお願いされたものを持っていくという、それは基本的にわかりやすい。その整理で委託可能ということならばいいが、例えば、家賃が条例で幾らと決まっていて、上限が幾らと決まっていて、この枠の中でお願いしますという形のものだったら不可なのか。

(国土交通省) それは一律に決まっているところに外れてしまうのではないかと。機械的に算定できる、裁量の余地なく金額が決まるという部分。

(大橋部会長代理) その場合には、そこでのいう機械的というのがどういう意味かということも議論する。

(国土交通省) その要件をクリアするために、とにかく請求書までは出していただく。額を確定して、その後の話。

(大橋部会長代理) だから、そこははっきりしている。提案内容が、そこまで含んでいるのだとすれば。

(橋本参事官) これは、去年からの経緯がある話で、去年は地方自治法の一般法でこの損害賠償金の取り扱いについて議論いただいた。個別の事情はあるが、一般法としての地方自治法にそのような規定を設けて、一律にこういう損害賠償金については私人委託できるということは難しいという議論になったと承知している。

その上で、今回は、公営住宅に関していえば、今、おっしゃったような機械的・一律の部分が解釈で概念できるのか、個別法に規定した上でやるのか、ということが今回の議論であるため、逆に、去年の議論を踏まえると、近傍同種住宅家賃の価格の2倍のルールの中の話が対象になるが、今回の国土交通省の話のとおり、むしろ損害賠償金の額自体の請求書を自治体が出せば私人委託ができるとなると去年の議論をやや踏み越えるような部分もあると思う。そこは論点を事務的に整理して、また報告を国土交通省からいただけるように議論を整理したいと思う。

(国土交通省) 公営住宅法は近隣家賃の2倍以内で請求できるということで裁量の余地があり、恐らく団体によっては、2倍に固定で決めているところもあると思う。だから、それも法律上、裁量の余地がないと言われると、2倍以内となっている以上は裁量の余地があるが、損害賠償額を確定して通知をした時点で、そこは裁量の余地がその時点でない。そのケースについては委託は認められるという解釈のもとで。

(大橋部会長代理) そういう議論をここでしなければいけないかどうかというのは、今日はわからない。

(国土交通省) そこは去年からの経緯があるので、整理をさせていただきたいと思う。国土交通省の想いとしては、そこはやっていいのではないかといい。ただ、共通のルールの中でどこまでやれるかというのは相談させていただきたい。

(高橋部会長) 引き続き、よろしく願います。2次ヒアリングでその辺りは具体的にやりたいと思う。

<通番 40：試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲に出資等を加える見直し（総務省）>

(高橋部会長) 単年度の仕事なので、年末までには所定の結論を出していただきたい。法改正になると思われるがどのようなスケジュール感で検討いただけるのか。

(総務省) 方向性については、年末までに一定の方向性を示さなければならないと思っている。神奈川県要望の中身も十分に勘案しながら、その後どういった措置を行うかについて検討していきたい。

(高橋部会長) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律では、地方独立行政法人の議論はなかったのか。

(総務省) 承知している限りでは、地方独立行政法人に関する議論はされていない。

(高橋部会長) 平成27年の地方独立行政法人制度の改革に関する研究会では議論されたのか。

(総務省) 公立大学法人については議論されていたが、試験研究を行う地方独立行政法人については議論されていない。

(高橋部会長) 両方の議論から漏れたということか。

(総務省) 神奈川県の地方独立行政法人についても、平成29年4月に設立されているということもあり、ニーズが顕在化していなかったのではないかと。

(高橋部会長) 最近新しくニーズが出てきたということか。それにいかに迅速に対応するかという話だと思うが、神奈川県は令和3年4月からの出資を見込んでいるが、それに間に合うようにご検討いただけるのか。

(総務省) 神奈川県がその時点でどういった形での出資を望まれているかということも踏まえながら、検討させていただきたい。

(高橋部会長) 構成員の皆様方、ほかに何かあれば。それでは、2次ヒアリングまでにどこまで検討が進んで、スケジュールが具体化されているのかという話も含めて、またお示しいただきたい。

<通番 33：放置自転車等の撤去及び保管費の徴収・収納事務の私人委託（内閣府、総務省）>

(高橋部会長) 多くの自治体は既に手数料条例を定めているのか。

(内閣府) 事務局によると、政令指定都市と特別区の8割以上が委託していると聞いている。

(高橋部会長) そうすると、提案団体のような形になっているものもある中で、手数料であると明確にさせていただく方がよろしいのではないかとと思うが、内閣府でそのような考えはないか。

(内閣府) 関係省庁が多いので、もしそのような御要望であれば、検討することはやぶさかではないと考えている。

(高橋部会長) そのような方向でぜひお願いしたいと思う。

総務省にお聞きしたいが、各所管省庁で手数料であるということについてしっかり整理していただければという御回答を示されたが、手数料の概念は、どのようにお考えか。

(総務省) 手数料については、逐条解説等々に記載があるが、「特定のものに提供する役務に対し、その費用の対価として徴収する料金」と考えている。そのため、これに今回のものが当たるかどうかという整理をしていただく必要はある。私どもは、一般法としての地方自治法があり、その中で動いていただく必要はあるかと思うので、その整理は必要かと思っている。

(高橋部会長) その整理をする際に、総務省として御助言いただくことはあるか。

(総務省) もちろん、話は聞かせていただいて、必要であれば一緒に整理をさせていただきたいと思っている。

(高橋部会長) そのような意味では、このように躊躇している団体がある中で、私は手数料がどのようなものかと色々考えると頭が痛くなってしまうので、所管省庁として、総務省ときちんと協議していただき、手数料はこのようなもので、この自転車法上の事務徴収というのが手数料に当たるとはつきり通知等で示していただくと、自治体としては非常にありがたいと思うので、そのような形で示していただくというのがあるのではないかとと思うが、そこはいかがか。

(内閣府) 総務省も含めて、協議をすることはやぶさかではない。

(高橋部会長) 要するに、手数料条例として定めることも妨げられないというような形で示していただく。その場合に、なぜ妨げられないか、根拠をきちんと明確に地方自治法及び施行令に準拠して示していただけると自治体としてはありがたいということだと思う。

(内閣府) 繰り返しにはなるが、自転車法上は、徴収・収納事務を私人に委託することに関しては、特に禁止しているものではないと理解している。

(高橋部会長) ただ、手数料条例で決められると言っていると、自治体としても条例で定められると思う。やはり、何を根拠にして条例を定めたらよいかよくわからないという自治体もあると思うので、自転車法は妨げないと言ったら、何の名目で取るのだと迷う自治体はたくさんあると思うので、そこは手数料条例として定めることを妨げない。多くの自治体は、手数料条例で定めて私人に委託しているとしていただくと非常にありがたいと思う。それはよろしいか。

(内閣府) 私どもで調べたわけではないが、多くの自治体で私人に委託しているという実態は伝えていきたいと思う。

(高橋部会長) 繰り返すが、法制的な整理をしていただくと。実態ではなく、法令上、このような根拠があるから手数料条例として条例を制定して取っても、それは正しい法令上の措置ということをきちんと自治体に示していただくことが大切だと思う。

(内閣府) 手数料の定義如何にかかるとは思うが、それを所管している総務省と協議した上で。

(高橋部会長) 行っていただきたい。

(大橋部会長代理) 非常にすっきりはしたが、今回このような提案が出ているので、自転車法の運用に関して、他の自治体がこのように行っている等という行政運用上の色々な情報共有等というのは、このような問題についても、今まできちんと進められてきているのか。それがすっきりしていたら、それほど悩みはなかったのではないかという気もしたので、そのような点での課題に対する指摘も提案には含まれているのではないかと思い、お聞きした次第である。

(内閣府) 先ほど申し上げたが、改正の経緯は、おそらく平成6年当時、自転車を主に駅前等に放置しているのは、おそらく若い、特に学校へ通っている方が多く、非常に問題になったということかと思う。その後、人口の変化等であまり問題にならなかったことがおそらく背景にあると思うが、当時ほど今、問題となっているものではないと認識している。そのようなこともあり、実際に他でこうしているという話も、特に要望も聞いていなかったもので、あまり今まで問題になったことはなかったと思う。

今回も、京都市から提案があったので、このような形にはなっているが、他の自治体は既に実行している話で、当然、自治事務であるから、特に聞くまでもなく実行しており、あまりニーズもなかったので、役所の対応もな

かったのではないかと推測しているところである。

ただ、関係省庁が多いので、他の役所で個別に対応しているかどうかまで把握していないが、もしあれば、把握されているのかもしれない。それを留保の上のことである。

(高橋部会長) とにかく、きちんとした見解を自治体に示していただければ、提案団体としての支障は解消すると思うので、ぜひその方向でよろしくお願ひしたい。

<通番 39: 審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止(内閣府、総務省)>

(高橋部会長) もともと、これはなぜ議会諮問なのか。

(総務省) これは地方自治法制定時からあり、市町村制・都道府県制に由来している。要は、行政庁としての異議申し立てに関する判断権限があるのは基本的には長ということになると思うが、やはりその判断に当たり重要な権利に関しては、判断の正確性、公平性等を担保するというで議会の諮問に諮るということ整理されて、今まで長年運用されてきており、特段、その事情は今も変わっていることはないと思っている。

(大橋部会長代理) 説明は聞いたが、これは住民の方がこの仕組みを見たときにどう見えるか考えると、総務省にいる方とか地方自治をやっている専門家は別として、何故このような制度になっているのか素朴に疑問だと思う。

1つは、普通の不服審査でいけば、権利救済手段で満額回答のときには、何も失うものはないのだから、それはパスして結構ですと。慎重な手続はそれ以上要りませんという形で一般法である行政不服審査法が整理したにもかかわらず、こっちは何で議会諮問が要るのだという疑問が当然出てくるのではないかと。

保育所に通わせている親御さんから見たら、公立保育所に通う場合と私立保育所に通う場合、どちらの施設、どちらの事業もやはり公費は入っていて、そういう意味では住民負担がかなり生じている。また、片方は手続省略のほうに行き、片方は議会諮問まで持っていられるという、これだけ大きな違いがあり外形的に見たら疑問は出てくると思う。

市民に対してリアリティーある不利益といえますか影響が出ているときに、先ほどの説明だと、議会と行政機関の関係ですとか、かつてからの沿革ですという説明はやはり弱い感じがして、何でこういうことになるのか説明は求められているのではないかと。

今までの制度論でこう整理したということは分かるが、それをそのまま提案団体とか市民が聞いたときに、本当に納得してもらえるのか考えると、これは非常に難しい問題だと思う。一つの仕組みに権利救済手段の制度と、もう一つはある意味での議会統制の仕組みを2つかぶせて一本化しているような仕組みなので、そういう負荷がかかっている部分はあると思う。

だから、やはりそこをもう少し説明しないとイケないと思い、私も各種、地方自治法のコンメンタールを読んできたが、沿革によるとか議会統制とか、そういう言葉で片づけてしまっているのだから、やはり宿題というか、もう少し説明責任を尽くすことを求められているのではないかと。思うが、いかがか。

(総務省) まず、またテクニカルな話と言われてしまうかもしれないが、一応、公立保育所と私立保育所での違いとして、公立保育所の場合は地方自治法の公の施設の使用料に該当する。

一方で、私立保育所の場合は、公の施設の使用料に当たらず、市町村と保護者の間の債権・債務関係であり、法的なものとしての差異はあるとまず認識しており、そこに違いがあるのは、我々は法的には説明できている。

また、7次の分権改革のときにもいろいろ議論があり、こうなっているのは、却下の場合は執行機関がやったことが変わらない。つまり却下ということは、今まで判定した給付についての判定が変わりませんということであるから、執行部は全く考え方を変えていない状態ということになる。

一方で、全部容認という場合は、結局、今まで例えばバツと言っていたものをマルにするということになり、要は執行部として言っていることが正反対にある意味ではなるので、やはりそこはまさに執行部はちゃんとしているのかということ議会から見てチェックするということだと思ふ。

恐らく、それ以外には説明は余りなく、結局、要は地方自治体において、執行部がちゃんとしていないのではないかと。ということに対して、やはり議会がちゃんとチェックするのだという機能の一つとして入っていると思うので、しかもこれは今までずっと議会は見てきたという話なので、ある日突然、私立保育所はこうなったの

で、こうなりますという性格でもないのだろうということで、制度自体が時代に合わせていろいろ変わらなければいけないという側面があるのは私としても承知しているつもりだが、やはりなかなかハードルとしては高いというか、議会と執行部の緊張関係の中で、しかも執行部が言うことを全く正反対に変えますとある意味では言うので、それに対してしっかりチェックをかける。そういう意義のある規定だと思うので、そこは何とか御理解いただくように努めていきたいと思っている。

(大橋部会長代理) 権利救済手段という点から見ると、やはりその部分は後退した部分もあり、言ってしまえば一処分である。一処分が本当に議会にかけて制度に影響を及ぼすようなことなのか。これは条例とかに係るような事柄であって再考を求めるのだったら、もう少し正当性があるような気がする。

場合によったら、これはこれで満額回答のときは議会が関与せず、議会に報告して、おかしいことがあったら事後的に何か対応するとかというやり方も立法論としてはあると思いついていたので、作りが大仰なような気がしたので、そのところはやはり課題を残しているという気がしている。

だから、条例主義みたいなものがある、議会がやったことについての再考の機会を求めるという、多分、おっしゃっているのはそういう趣旨での制度化だということで、それは大きなマクロの仕組みの作り方としては分かるが、個別の紛争が入ったときの紛争対応手続の中でこういう処理にかこつけてというか、議会が関与するというやり方はちょっと考える余地というか、そういう一つの契機というか、問題提起をしている部分はあると思う。

(高橋部会長) 総務省はどうか。

(総務省) 問題提起としては受けとめるが、なかなかここで検討するとかと言うのは、経緯とかもしっかり、こういうことを出している、しっかり経緯もよく整理して皆さんに御説明できる形でないといけないうのはおっしゃるとおりだと思うので、かつての経緯なりなんなりもしっかり調べてみたいと思うが、今すぐ、これについて前向きに検討するところまではちょっと言えるような段階ではない。

(高橋部会長) 全部認容のときはという提案がなかなか受けとめにくいかもしれないが、ただ、大橋部会長代理がおっしゃったように、審査請求という形のときに議会の諮問というものが、一般的な処分の見直しなら、これは執行部と議会の関係というか、普通、権利救済であれば行政不服審査会等に行くので、権利救済ということですと行く。

そのときに、行政不服審査会等に行くのを抜くときに、他の機関への何らかの諮問手続があるので抜きますといったときに抜いてしまうものだからこういう話になっているので、その抜き方のところでもう少しいろいろ工夫があったら、もうちょっと筋がよくなったのかなという気もするので、その辺、少し幅広に物事を受けとめていただき、前向きに検討するというのはなかなか難しいかもしれないが、少し検討をいただきたいと思う。

もう一点、債権・債務関係だから公の施設の利用率とは違うという、そこはもうちょっと深く説明していただけるとありがたいのだが、債権・債務関係だから何なのか。

(総務省) 地方自治法の公の施設の利用率に該当するので、議会のほうの規定が動くということになる。一方で一般的な債権・債務関係となると、そこは議会の話にはならない。そこを申し上げたかった。

(高橋部会長) 私立保育所は一般的な債権・債務関係なのか。本来、地方公共団体のやるべき保育というものは私立の保育所に委託しているという整理になっていると思うが。

(総務省) ここは私が責任を持って答えられるところではないが、要は私立の保育所でも一旦、市町村のほうで預かるという形になる。私立保育所のお金の流れだが、保護者のほうから市町村が集めてそれを委託料として保育所に流すのだというふうに理解をしており、私立保育所なので普通に考えれば保護者から保育所に流れればいいではないかという考え方もあるのかもしれないが、これが要は市町村経由で流れているものである。

(伊藤構成員) 私立保育所も、認可保育所の場合は認可がなされて、しかも個別に契約して入っているわけではなくて、措置されて入る。しかも保育料は基本的には所得に応じて決まっているから、一般的な債権・債務とまで言えるのかどうか。

(高橋部会長) 然り。しかも、子ども・子育て法のときに私立保育所についても同じように扱うというふうにしたか決めたように思うのだが。

(内閣府) 私立保育所だが、子ども・子育て支援法の附則6条に規定されており、従来と同様、保育所を利用した際の費用を定め、徴収を行う仕組みというものが維持をされている状況になっている。

(高橋部会長) 然り。だから、基本的に仕組みとしては公立保育所と一緒にではないのか。公の施設とは違うが、まさに保育をするための料金を払っているという話なのではないのか。

(内閣府) 補足させていただくと、子ども・子育て支援法においては、教育・保育給付の対象となる施設、いわゆる新制度に移行した幼稚園、保育所、認定こども園の利用者負担額については、国が定めた上限の範囲で市町村が定め、施設がこれを徴収することとされているが、私立の保育所については、先ほど申し上げたとおり、法の附則6条の規定により、従来と同様、保育所を利用した際の費用を定め、徴収を行う仕組みが維持をされているということで、私立の保育所とその他の教育・保育施設で利用者負担についての根拠規定、仕組みは現状異なっている状況である。

(福田参事官) 内閣府の補足となるが、基本的に保育を行うときには、それは市町村長の責務になっており、保育に欠ける子供は市町村長が保育所に入所させる。これが私立の保育所に入所させるときには、これは措置ではなく、別途、私立の保育所に対する委託ということで、市町村が自らやる場合と異なるため、ここで父兄から取る保育料の性格が異なってくる。市町村がやるのだったら公立の保育所なので、そこは公の施設であるため公の施設料。私立に委託するときは、市町村の責任を私立の保育所をお願いして委託している形なので、そこは市町村が間に入るため、性格が異なってくる。この説明に間違いがあれば、補足等をいただきたいがどうか。

(内閣府) おっしゃるとおりである。

(高橋部会長) ただ、単なる委託ではなくて、措置を委託するのではないのか。そこがやはりアンバランスなところもあるため、もう少し分かりやすく整理し説明していただきたい。結論が違うというところを分かりやすく、公の施設の使用料とそれ以外という区別だとなかなか、地方自治法の世界だとそれで説明できるかもしれないが、同じ保育についてかつ附則でかなり性格も、議論の結果、変わったところがあると私は経緯を勉強したときに思った。そういう経緯も含めて、違うということが合理的に説明できるように少し整理をしていただければありがたい。その辺はぜひよろしくお願ひしたい。2次ヒアリングまでにその辺、少し合理的な整理ができるよう、引き続き両府省で調整しながら見解をお出しいただきたいと思う。

<通番 31：普通地方公共団体の支出方法に災害時の立替払を加える見直し（内閣府、総務省）>

(高橋部会長) これはどういう形で制度化するか、いろいろあると思うが、制度化の必要性そのものについては否定されていないということによろしいか。

(総務省) 制度化という言葉の含む範囲だが、実際、運用が困っているということなので、運用上回るようにしたい。立替払という制度を新しくつくる必要があるのか、今の枠内でうまく運用で回すことができるのかという点については、少しお時間をいただいて検討させていただきたい。

(高橋部会長) 内閣府はどう考えるか。

(内閣府) 災害の場合といっても、災害救助法が適用される場合とか、さまざまな場合があるが、災害だけに限るのか、それとも、そのほかの場合についても同じような場合があり得るのかどうかというのも考えていかなければならない。いずれにしろ、災害において、自治体が困らないような制度にしていったほうが良いと考える。

(高橋部会長) 災害時について対応できるようなものをしっかり出してつくっていただきたい。一般論をやり出すと、かなり深遠な議論になって足をとられてしまうような気がするので、とりあえずは災害時について、ちゃんとできるような仕組みをつくっていただきたいというお願ひだと私は理解しているが、内閣府はいかがか。

(内閣府) 災害時においても、いわゆる都道府県が対応する災害救助法の世界もあるし、市町村がその前に対応している救助もあるので、どこをスコープにするのかということもよく考えなければならない。

(高橋部会長) その範囲ということか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) 総務省にお聞きしたい。地方公共団体の財務制度に関する研究会の中で、中間報告までは立替払について議論があったが、最終報告で表題から抜けているのはなぜか。

(総務省) 十分に経緯は承知していないが、それ以降の検証というものはされていないようなので、今回しっかり検討したいと考えている。

(大橋部会長代理) 研究会も、中間報告では、災害時と児童相談所での児童保護が挙げられて、そういう緊急の支出が必要な場合があるというニーズ自体は把握されているが、最終報告で何も報告されていないということで今回、この提案に結びついているので、やはり宿題はずっと継続課題になっているので、ぜひ御検討いただきたい。

同様の効果となる運用という表現だが、これは制度化は避けたいということか。お考えになっていることをもう少しご説明いただきたい。

(総務省) 立替払は国においてもそういう制度がない。運用上で行っていると側聞しているが、立替払そのものについては制度化されていないと理解しており、私どもとしては国でも認めていないような制度を一般的に認めると、予算執行の秩序を乱すことになるため、今ある制度の中で皆さんが困らないように運用ができるのであれば、そちらのほうがよいと考える。

(大橋部会長代理) 試行実験ではなく、この間の大震災のときに実際に困ったという事例がたくさん上がって、こういう提案が出てきているので、問題はすごくリアリティーを持っている。それに対して受けられる十分な懐の深さを持っていただきたいし、そのときの担当者の才覚でという問題でも全然ないし、ばらつきがあるのもいいような事柄ではないと思うので、きちんとアウトラインが示されるような形で運用制度を示していただくことは必要なのではないかと思う。運用の紹介とかそういう話ではないのかなと思う。

(総務省) 御趣旨はそのとおりだと思うので、どの団体も差異なく運用できるような形でお示しできるように、時間をいただいて、なるべく早く検討したいと思う。

(高橋部会長) やはり地方公共団体の職員にとって、躊躇なく対応できる方向でやると、通知レベルで十分なのかということもあるし、その辺は地方公共団体の職員が安心してこういうことを運用できるところまで持っていていただきたいということをお願いしたい。

これは2次ヒアリングまでに御検討いただけるということでもよろしいか。

(総務省) 検討する。

(高橋部会長) 内閣府とよく御協議の上、御検討いただきたい。

<通番 30：災害に係る住家の被害認定基準運用指針における混構造住家の判定方法の明確化（内閣府）>

(大橋部会長代理) 判断の枠組みを示していただいた上で、今回、地方公共団体から提案が出てきているのは、原則としてという言い方をされていて、しかも主たる構造という言い方をされていて、これが具体的にどういうことを意味するのかわかりにくいのだと思う。先ほど2つに大別しているということで、無理やりどちらかに引きつけて判定するということなのか。自治体は、加重計算で構造割合に応じながら判断するようなことをしたということで、この判断基準にはいろいろ自治体関係者の間で悩みがあるようなので、このところを悩みなく、もう少し言葉を足していただくことが求められていると思うが、いかがか。

(内閣府) この運用については、木造や非木造の構造に基づき考え方を説明しているところであるが、混構造の被害の割合を算出するための一つの指針として、原則は、主たる構造に着目し、それがどちらに応じているのか判断するという事を申し上げている。

提案の中でも、一定の指針は必要であるとした中で、主たる居住部分の構造により判定を行うという一例も示されているところである。そのような中で、どこまで細かく一律の基準を各市町村に当てはめてやってもらうかというの、的確かつ迅速にというのが大きな課題になっている災害現場において悩みである。

今回の話に限って見てみれば、苫小牧市は主たる構造に基づくということ自体、あまり認識がなかったということで、我々の周知についてまだまだ行き届かない点があったのかなと思っている。そうした周知をしっかりと行ってまいりたい。ある程度基準は必要であっても、迅速かつ的確にという中でどこまで定めるかは、色々な御意見もある。あまり細かく定めてもらうと困るという自治体もいる中で、適時に自治体の御意見をよく伺いながら、このあり方は考えていきたい。

(高橋部会長) 周知の方法はどういうことを考えているか。

(内閣府) 都道府県への説明会等で、この部分がよく周知されていなかったということをお伝えして、しっかりと周知徹底を図っていきたくて考えている。

(高橋部会長) それは年に1回か。

(内閣府) 年に1回、年度当初に、実務者に集まっていただく会議もあるが、それとは別に都道府県から呼ばれて御説明に上がることもある。そういった場で周知をさせていただきたいと思っている。今まで説明はしていたが、書面で示してはいなかったため、そこを明示的に書いたもので説明をさせていただくことが一つ大事なかなと思っており、そのような対応をさせていただこうと思っている。

(伊藤構成員) 主たる構造というときに、どういうふうな受けとめられるかということについて、あまり細かく指

定しないほうが良いという御発言もあったが、考え方としては大きく2つあって、1つは木造と非木造の建物の面積の割合で大きいほうに寄せるというもの。割合が50%以上非木造であれば非木造にするという、それが主たるという意味合いととることもできる。他方で建物の中核部分、そこを失うと建物として成り立たないような部分が非木造であるか、木造であるかという考え方もある。

そういうところでも自治体は相当困ると思うし、迅速に判断する上でもそこで躊躇することがあるかもしれないので、できれば具体的な例を、どういう場合が想定されるのかを示していただかないと、やはり主たるといってもいろんな解釈があることは御承知おきいただいた上で御対応いただきたいと考えている。

(内閣府) 基本的には構造上関係のない部分の割合は考えておらず、柱など構造を支えるものの割合がどちらに多いのかということで判断していただければ良いと考えている。その点についても、御指摘のとおり、周知の際に正確に伝わるようにしていきたいと考えている。

(大橋部会長代理) この主たるという言い方については、今の説明の方がずっとわかりやすい。

(高橋部会長) 過去の災害に係る住居の被害認定基準運用指針の参考資料Q&Aでは、そこまでは示されていないのか。

(内閣府) はい。

(高橋部会長) そういう意味では具体性にまだ十分ではなかったと思う。

(内閣府) 説明会の際には適切に説明していたつもりではいたが、明確に書面なりで通知していなかったもので、その点はしっかりやっていきたいと思う。

(高橋部会長) 運用指針の参考資料Q&Aは何年に出されたものか。

(内閣府) Q&Aについては、随時更新しているものとなっており、説明会のときには、より詳細に説明をさせていただいている。

(内閣府) Q&A自体は説明会等で配布しているものではないので、明示的に示したものは無いということである。

(高橋部会長) では、まず明示的に、今の明確な御説明を示していただきたい。

(内閣府) 建築基準法に構造耐力上主要な部分という概念があるので、それを明示的に示させていただく。

(高橋部会長) Q&Aにもそれをつけ加えていただくということで周知していただければと思う。

(大橋部会長代理) ないことを願うが災害はいつやってくるか分からず、やってきたときには担当の方が経験を積んでいるわけでも必ずしもなくて、いきなり対応させられるようなことになると思う。周知は、今回の提案を受けて割と近接したところできちんと文書でやっていただくのは大事だが、そこでお示しいただいたものをバージョンアップしながら、継続的に、人目につきやすいところにずっと置いておいていただくことも同時にお考えいただきたい。

(内閣府) 大切なことであると思うので、市町村からの色々なお声や御意見等を受けながらバージョンアップを常に重ね、よりスムーズに災害対応が進むようにしていきたいと考えている。

(高橋部会長) それでは、そういう方向で引き続き、よろしく願います。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)